

平成 24 年度 決算に係る

定期監査調書

平成 25 年 7 月

西部総合事務所福祉保健局

目 次

1 前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
(1) 指摘事項	
(2) 監査意見	
2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	2 頁
3 組織及び業務調べ	2 頁
4 職員の定員、現員調べ	2 頁
5 役付職員の調べ	3 頁
6 主な事業に関する調べ	4 頁
7 収入証紙取扱額調べ	12 頁
8 収入事務処理状況調べ	13 頁
(1) 分担金及び負担金	
(2) 使用料	
(3) 手数料	
(4) 財産収入	
(5) 諸収入	
9 収入未済額調べ	16 頁
10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ	18 頁
11 不納欠損額調べ	18 頁
12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	19 頁
(1) 負担金	
(2) 補助金	
(3) 交付金	
(4) 委託料	
13 工事請負費調べ	26 頁
14 財産に関する調べ	27 頁
(1) 公有財産	
(2) 金券類の受払状況	
(3) 債権	
15 財産の貸付及び使用許可調べ	30 頁
(1) 土地及び建物	
(2) 物品	
16 借受不動産明細調べ	31 頁
17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	31 頁
(1) 職員住宅	
(2) 職員駐車場	
18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ	32 頁
19 寄附物件の受納状況調べ	32 頁
20 備品の処分状況調べ	32 頁
21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	32 頁
22 介護保険・介護サービス事業の状況	33 頁
(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
23 障害福祉サービス事業の状況	35 頁
(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
(2) 障害福祉サービス提供事業に対する指導監査の状況	
24 福祉等の相談状況	37 頁
(1) 福祉と保健に関する相談状況	
(2) 心と女性に関する相談状況	
(3) 高齢者虐待に関する相談状況	
25 障がい者福祉の状況	38 頁
(1) 身体障がい者福祉の状況	
(2) 知的障がい者福祉の状況	
(3) 精神障がい者福祉の状況	
26 児童福祉の状況	40 頁
(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
(2) 母子世帯の施設入所状況	
27 母子及び寡婦福祉業務の状況	42 頁
(1) 母子自立支援員活動状況	
(2) 母子自立支援プログラム策定員活動状況	
(3) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
28 生活保護業務	45 頁
(1) 保護申請等の状況	
(2) 保護の状況	
29 社会福祉法人等に対する指導監査の状況	46 頁
30 健康に関する事業の実施状況	48 頁
(1) 健康づくり文化創造事業	
(2) 女性の健康づくり支援事業	
(3) 母子保健事業	
(4) 思春期保健事業	
(5) 母子医療給付事業	
(6) 特定不妊治療助成金交付事業	
(7) 食育推進普及事業	
31 医療施設等の検査等の状況	53 頁
(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
(2) 薬事監視の状況	
32 感染症等に関する業務の状況	55 頁
(1) 結核予防の状況	
(2) 感染症の発生等の状況	
(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	
33 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	57 頁
34 難病患者の状況	57 頁
35 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	58 頁
36 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	58 頁

(1) 内容別相談状況	
(2) 判定状況	
37 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	58 頁
38 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	58 頁
(1) 内容別相談状況	
(2) 判定状況	
○ 意見、要望等	59 頁



1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 状 況 等
<p>雑入（保護費返還金徴収金）について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。（西部総合事務所福祉保健局）</p> <p>・未収金額：3,323,541円（H23年度決算）</p>	<p>○過年度（平成23年度以前）未収金について 24年度から府内LAN上に設置したデータベースによる管理を導入し、台帳及び滞納整理表（督促、納入状況等の記録）として運用を始め、督促等の実施管理、案件に係る情報の共有を図った。 併せて分任出納員を設置した。（担当課長補佐及び保護係長の合計2名。25年度からは日野郡担当兼保護担当係長も分任出納員の任命を受け、合計3名の体制とした。）管内、管外等に応じ担当を決めて訪問や電話等により督促を行うこととし、現業員及び課長、課長補佐で同行訪問等を実施した。</p> <p>併行して、過年度未収金については文書により全債務者に向けて滞納額等を知らせ、納入を呼びかけた。</p>
	<p>過年度未収金の収納額は、下記のとおり前年度より増加した。（生活保護法第63条による費用返還、同78条による費用徴収にかかるもの） 183,144円（前年度末 58,125円）</p>
	<p>訪問による督促等により、過去に納入が見られなかった債務者からの納入が始まる等一定の成果が得られたが、過年度からの特定の債務者にかかる未収金については、引き続き多額に残った。 3,140,397円（前年度末 3,323,541円）</p>
	<p>○債権が発生した年度内に回収するため、新たに力を入れた対策について 可能な限り初期対応により債権を回収することに努めた。やむをえず分割納付を認める場合でも、当該世帯の状況に応じ適切な分割計画となるよう配慮するとともに間断ない納付指導に努めた。 現年度発生分の未収金は、下記のとおり前年度の額よりやや減となった。 791,067円（前年度末 932,339円）</p>
	<p>過年度からの、納付が困難な特定の債務者に係る現年度調定分が未収金（約48万円）となり、また新規の債務者（1名）の未収金（約31万円、分納計画中）が発生したため、現年度分の未収が生じた。</p>
	<p>○今後、債務者との関係を保ち適切な指導・援助を行いながら、現実的かつ計画的な分納計画を作成し納付できるように求めていく。</p>

(2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

課名	係(担当)名	課の主な所掌事務
福祉企画課	企画総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健局の庶務に関すること ・保健、医療及び福祉に係る施策の企画調整に関するこ ・介護保険に関するこ ・日野郡各町における福祉・保健事業に係る支援及び連絡調整に関するこ
	指導支援担当	
	日野郡担当	
福祉支援課	保護担当	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に関するこ ・母子及び寡婦の福祉に関するこ ・老人福祉に関するこ
	母子高齢者担当	
障がい者支援課	障がい者支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の福祉に関するこ ・知的障がい者の福祉に関するこ ・精神保健及び精神障害者の福祉に関するこ ・要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関するこ
	精神保健担当	
	心と女性の相談担当	
健康支援課	医薬・感染症対策担当	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療計画の推進に関するこ ・医療法、薬事法の施行に関するこ ・結核の予防に関するこ ・感染症その他の疾病的予防に関するこ ・健康づくり支援対策に関するこ
	がん対策・健康づくり支援担当	

4 職員の定員、現員調べ

(平成25年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該 年度	現在	当該 年度	現在	当該 年度	現在	当該 年度	現在	
定員	34	32	20	20	1	1	55	53	
現員	(3) 39	(5) 38	(3) 22	(2) 19	1	1	(6) 62	(7) 58	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業5名、自己啓発休業1名 ・過員(事務)1名 ・休職1名(5/15～) ・配属1名(7/1～)
過不足(△)	5	6	2	△1	0	0	7	5	
臨時職員	1	0	1	1	0	0	2	1	1名は採用前提(保健師4/22付採用)
非常勤職員	13	12	11	11	0	0	24	23	<ul style="list-style-type: none"> 事務(生活保護等)8名 母子自立支援員1名 母子寡婦福祉資金償還協力員2名 心と女性の相談員1名 就労支援専門員1名 嘱託医師11名

5 役付職員の調べ

(平成25年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
福祉保健局長	(兼) 福田 健	年 1 月 3	婦人相談所次長 西部福祉事務所長 西部身体障害者更生相談所長 西部知的障害者更生相談所長
参事監兼副局長	(兼) 大城 陽子	5 3	米子保健所長 西部身体障害者更生相談所参事監 西部総合事務所生活環境局参事監
副局長兼福祉企画課長	(兼) 古都 憲孝	2 3	西部福祉事務所参事 米子保健所参事 西部総合事務所地域振興局参事
課長補佐	(兼) 仲田 雅彦	0 0	西部福祉事務所課長補佐 米子保健所課長補佐
課長補佐	(兼) 大森 俊成	1 3	西部福祉事務所課長補佐 米子保健所課長補佐
福祉支援課長	(兼) 草刈 康明	1 3	西部福祉事務所課長
課長補佐	(兼) 林 圭之助	2 3	西部福祉事務所課長補佐 4年
障がい者支援課長	(兼) 岡崎 雄二	0 3	西部福祉事務所参事 米子保健所参事 西部身体障害者更生相談所参事 西部知的障害者更生相談所参事 婦人相談所参事
課長補佐	(兼) 野口 哲也	2 3	西部福祉事務所課長補佐 米子保健所課長補佐 西部身体障害者更生相談所課長補佐 西部知的障害者更生相談所課長補佐
心と女性の相談担当 課長補佐	(兼) 米原祐子	0 3	西部福祉事務所課長補佐 米子保健所課長補佐 婦人相談所課長補佐
健康支援課長	(兼) 植木 芳美	0 11	米子保健所参事 福祉保健部参事 3年
課長補佐	(兼) 松本 薫	1 3	米子保健所課長補佐
医薬・感染症対策担当 課長補佐	(兼) 坂口 千代	0 3	米子保健所課長補佐
がん対策・健康づくり担当 課長補佐	(兼) 高橋 千晶	0 3	米子保健所課長補佐

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要
鳥取地域「支え愛」体制づくり事業 決算(見込)額 43,934 千円	<p>ア 目的及び事業の実施状況 (ア) 目的 高齢者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるようにするため、担い手づくりや生活支援サービス等の取り組みを新たに実施する住民団体、NPO等に対して支援を行う。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 ①鳥取地域「支え愛」体制づくり補助事業の実施 ○住民団体等が行う生活支援サービス等の新たな取り組みに対して財政的な支援を行った。(県補助率10/10) ・交付決定件数: 26件、交付決定額: 44,864千円 ②地域づくり実践者等による意見交換会の開催 ○地域づくりを実践する住民団体等、中山間地域振興協議会委員、行政による意見交換会「鳥取力創造トーク in 西部」を開催した(25年3月11日)。 ・参加者: 地域づくり7団体、中山間地域振興協議会11委員、管内市町村 ・主な内容: 地域づくり団体による事例発表(3団体)、2つの分科会による意見交換(安全安心、住民参加型の地域活性化活動)</p>
○将来ビジョン V支え合う (3) 高齢の方や、障害のある方、社会的に支えを必要とされる方が地域・者会の中で「質の高い生活」を送る	イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 ①補助事業関係 ○申請された事業について、より公正に採否決定を行う目的から独自の審査会を設置した。併せて専門的な知識を有する審査委員から申請事業に助言等を行う仕組みを取り入れたので、より効果的な事業実施につながった。 <審査委員>西部地区民生児童委員協議会長、西部東商工会産業支援センター部長、境港市社会福祉協議会事務局長
○政策項目 Ⅲ暮らしに安心 5 「支え愛」まちづくりの展開	②意見交換会関係 ○従来の「事業の縦割り」を超えた開催方式とした。 地域づくり団体の参加者を鳥取力創造運動及び支え愛体制づくり事業費補助金の採択団体から選ぶとともに、中山間地域振興協議会との共同開催の方式を取った。
	ウ 成果 ①補助事業については、当初の想定を上回る件数と多様な事業が適切に実施され、多くの担い手づくりに結びついた。【参考】県当初予算: 51,000千円 ②意見交換については、事業や地域の枠を超えた実践者同士の情報共有の場、相互助言の場にもなり、特に地域づくり団体の関係者にとっては、今後の事業展開の面で有意義なものとなった。
	エ 課題 (ア) 補助事業実施団体の継続した取り組み 支え愛体制づくり事業費補助金を活用して実施した事業については、特に取り組みの継続性が重要であるため、市町村と協働しながら事業の実施状況を確認、必要に応じて指導・支援を行う必要がある。 (イ) 実践者間のネットワークづくり 地域づくり実践者の取り組みをさらに充実・継続させるため、また、単独の取り組みだけでは完結できない地域の課題もあることから、実践者間の相互補完にもつながるような民間レベルでのネットワークの構築が望ましい。市町村と県は、そのきっかけづくりが必要な役割であると思料する。

事業名	概要																																																						
町村福祉事務所設置の支援	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>①背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度以降、県内の町村に福祉事務所が設置されたことに伴い、生活保護業務等が適切に実施されることを目的に、配置された支援担当係長等が町村福祉事務所の支援を行ってきた。 平成24年度は、日野福祉保健局に配置された支援担当係長と当局職員が連携しながら、町村福祉事務所への支援を行った。 大山町の福祉事務所設置については、検討中（未定）のままであった。 																																																						
決算（見込）額 — 千円 (財源内訳) 一般財源 — 千円	<p>○県内町村福祉事務所の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置時期</th><th>西伯郡</th><th>日野郡</th><th>東伯郡</th><th>岩美郡・八頭郡</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22年度</td><td>日吉津村</td><td>江府町、日南町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>H23年度</td><td>伯耆町、南部町</td><td>—</td><td>湯梨浜町、北栄町</td><td>岩美町、智頭町</td></tr> <tr> <td>H24年度</td><td>—</td><td>日野町</td><td>琴浦町</td><td>若桜町、八頭町</td></tr> <tr> <td>(未定)</td><td>(大山町)</td><td>—</td><td>(三朝町)</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>				設置時期	西伯郡	日野郡	東伯郡	岩美郡・八頭郡	H22年度	日吉津村	江府町、日南町	—	—	H23年度	伯耆町、南部町	—	湯梨浜町、北栄町	岩美町、智頭町	H24年度	—	日野町	琴浦町	若桜町、八頭町	(未定)	(大山町)	—	(三朝町)	—																										
設置時期	西伯郡	日野郡	東伯郡	岩美郡・八頭郡																																																			
H22年度	日吉津村	江府町、日南町	—	—																																																			
H23年度	伯耆町、南部町	—	湯梨浜町、北栄町	岩美町、智頭町																																																			
H24年度	—	日野町	琴浦町	若桜町、八頭町																																																			
(未定)	(大山町)	—	(三朝町)	—																																																			
	<p>②支援の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 町村福祉事務所の生活保護業務等が、安定した職員体制〔現業員（ケースワーカー）、査察指導員（スーパーバイザー）、所長等〕により、適切かつ円滑に業務（事務処理・対人援助）の運営が行われるように支援するものである。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援担当係長が町村福祉事務所に出向く等、生活保護費認定等の事務処理及び対人援助の業務に係る技術的助言を行った。 																																																						
	<p>○町村福祉事務所業務の支援内容・件数 (H24年度 西伯郡・日野郡の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支援内容 福祉事務所名</th><th colspan="3">対人援助業務の支援</th><th rowspan="2">事務処理業務の支援</th><th rowspan="2">件数</th></tr> <tr> <th>新規相談</th><th>継続相談</th><th>費用返還</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日野町 (H24設置)</td><td>12</td><td>6</td><td>3</td><td>117</td><td>138</td></tr> <tr> <td>南部町 (H23設置)</td><td>3</td><td>22</td><td>3</td><td>54</td><td>82</td></tr> <tr> <td>伯耆町 (H23設置)</td><td>8</td><td>18</td><td>2</td><td>57</td><td>85</td></tr> <tr> <td>日吉津村 (H22設置)</td><td>5</td><td>14</td><td>9</td><td>21</td><td>49</td></tr> <tr> <td>江府町 (H22設置)</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>23</td><td>25</td></tr> <tr> <td>日南町 (H22設置)</td><td>1</td><td>7</td><td>0</td><td>17</td><td>25</td></tr> <tr> <td></td><td>29</td><td>68</td><td>18</td><td>289</td><td>404</td></tr> </tbody> </table>				支援内容 福祉事務所名	対人援助業務の支援			事務処理業務の支援	件数	新規相談	継続相談	費用返還	日野町 (H24設置)	12	6	3	117	138	南部町 (H23設置)	3	22	3	54	82	伯耆町 (H23設置)	8	18	2	57	85	日吉津村 (H22設置)	5	14	9	21	49	江府町 (H22設置)	0	1	1	23	25	日南町 (H22設置)	1	7	0	17	25		29	68	18	289	404
支援内容 福祉事務所名	対人援助業務の支援			事務処理業務の支援		件数																																																	
	新規相談	継続相談	費用返還																																																				
日野町 (H24設置)	12	6	3	117	138																																																		
南部町 (H23設置)	3	22	3	54	82																																																		
伯耆町 (H23設置)	8	18	2	57	85																																																		
日吉津村 (H22設置)	5	14	9	21	49																																																		
江府町 (H22設置)	0	1	1	23	25																																																		
日南町 (H22設置)	1	7	0	17	25																																																		
	29	68	18	289	404																																																		
	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護研究会（月1回：業務スケジュールの確認や組織的対応事例の検討）と現業員勉強会（年4回：他機関講師の講義や事例の検討）を県・町村合同で継続開催している。加えて、町村担当職員の要望から査察指導員連絡会（年4回：査察指導員の役割、組織的業務展開等の情報交換）を企画、開催した。 <p>イ 平成24年度の事業実施にあたり改善等に取り組んだ点</p> <p>(ア) 査察指導員連絡会の企画・開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 町村福祉事務所職員の要望を受けて、新たに現業員経験のない査察指導員を中心に連絡会を企画、開催した。 																																																						

・県・町村の査察指導員が、相互に査察業務の実態や情報を交換することにより、町村福祉事務所の生活保護業務の実施水準の維持を促した。

(イ) 大山町との業務連絡会の開催

- ・前年度に引き続き、大山町の人事交流職員への現任研修を行うとともに、大山町との業務連絡会を設け、人事交流職員への現任研修の継続等を検討した。

ウ 成 果

(ア) 生活保護業務情報の共有と蓄積

- ・支援担当係長による町村福祉事務所の状況(被保護世帯数の多寡、人事異動等)に応じた支援を行うことで、各福祉事務所の業務運営や業務情報の蓄積に貢献した。
- ・また、合同で業務研究会や連絡会を定期開催することにより、福祉事務所業務の専門的情報等の共有が可能となった。

(イ) 新たな人事交流職員の要請

- ・大山町から新たな人事交流職員の受け入れ要請がある等、福祉事務所設置への準備に係る大山町の意欲が窺えた。

エ 課 題

(ア) 日野担当係長の配置

平成25年度から、当局に支援担当係長(日野郡担当)が配置され、日野郡を中心に町村福祉事務所への支援を行うことから、町村福祉事務所業務の組織的運営の維持向上に向けて、効果的かつ効率的な支援が必要である。

(イ) 大山町への支援

平成25年度から、大山町の人事交流職員(新任)を受け入れ、生活保護の実務研修及び現任研修を行うとともに、必要に応じて福祉事務所設置に向けた支援が必要である。

事業名	概要																																										
母子寡婦福祉資金の貸付、償還督促業務	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金の貸付を行うことにより、母子寡婦世帯の生活の安定と向上を推進することを目的とする。 ・また、母子寡婦福祉資金の借主等への償還指導を徹底することにより、未収金の回収促進を図る。 <p>(イ) 事業の実施状況</p>																																										
貸付額 18,089,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="3">実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付決定件数</td><td colspan="2">17 件 (8,290,000 円)</td><td>修学 1、修業 4、就学支度 10、生活 1、事業継続 1</td></tr> <tr> <td>償還率等</td><td>年度</td><td>償還率</td><td>繰上償還を除く償還率</td></tr> <tr> <td>母子・寡婦計 各年度 3月末 現在</td><td>H24</td><td>53.60%</td><td>52.86%</td></tr> <tr> <td></td><td>H23</td><td>51.23%</td><td>50.35%</td></tr> <tr> <td></td><td>H22</td><td>49.53%</td><td>49.53%</td></tr> <tr> <td></td><td>H21</td><td>52.05%</td><td>49.67%</td></tr> <tr> <td>督促実績等</td><td>訪問件数</td><td colspan="2">690 回</td></tr> <tr> <td></td><td>指導件数</td><td colspan="2">延 1,023 件</td></tr> <tr> <td></td><td>徴収金額</td><td colspan="2" rowspan="4">1,194,001 円</td></tr> </tbody> </table> <p>※償還協力員 2 名による実績</p>			項目	実績			貸付決定件数	17 件 (8,290,000 円)		修学 1、修業 4、就学支度 10、生活 1、事業継続 1	償還率等	年度	償還率	繰上償還を除く償還率	母子・寡婦計 各年度 3月末 現在	H24	53.60%	52.86%		H23	51.23%	50.35%		H22	49.53%	49.53%		H21	52.05%	49.67%	督促実績等	訪問件数	690 回			指導件数	延 1,023 件			徴収金額	1,194,001 円	
項目	実績																																										
貸付決定件数	17 件 (8,290,000 円)		修学 1、修業 4、就学支度 10、生活 1、事業継続 1																																								
償還率等	年度	償還率	繰上償還を除く償還率																																								
母子・寡婦計 各年度 3月末 現在	H24	53.60%	52.86%																																								
	H23	51.23%	50.35%																																								
	H22	49.53%	49.53%																																								
	H21	52.05%	49.67%																																								
督促実績等	訪問件数	690 回																																									
	指導件数	延 1,023 件																																									
	徴収金額	1,194,001 円																																									
<p>○方針・情報の共有、徹底</p> <p>毎月償還会議を開き、未収の発生状況や督促状況に応じ対応方針を確認した。週始めに償還担当者で打合せを行って役割分担の確認等を行い、方針の徹底を図った。</p>																																											
<p>イ 平成 24 年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>(ア) 督促事務の工夫</p> <p>①初期滞納者への対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期滞納者の固定化、累積化を防ぐため、督促状発付者の一覧を作成し、集中的に指導を行った。 ・滞納者の延滞の状況・生活状況に応じ、効率的な集金・督促に努めた。 <p>②その他の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝や夜間に督促を行う日を設け、滞納者等との面会に努めた。 ・電話する時間の工夫、文書に反応がないときの対応等、連絡がとれるよう工夫した。 ・訪問等により本人の所在が不明な場合は速やかに住所照会し、関係者の捕そくに努めた。 <p>(イ) 督促に応じない者等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法的手段（裁判所による支払督促）も念頭に置いて滞納案件を分類し、そのなかで、特に督促に応じない、もしくは納入約束が何度も不履行となっている滞納者について、平成 23 年度末に引き続き平成 24 年度は件数を増やして、弁護士による債権回収業務委託を活用した。 																																											
<p>ウ 成果</p> <p>(ア) 事務取扱要領等に基づく督促の徹底、償還会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者等に対して取扱要領に沿った督促をはじめ、初期滞納への対応等、工夫しながらの督促等を行うことにより、新たな滞納者の発生を防ぐこ 																																											

とに効果があった。

- ・また、訪問等を行うことで、連絡のとれなかった滞納者と連絡が可能となり、滞納金の分割納付の約束が得られ、計画的な償還が始まる等の成果があった。

(イ) 督促に応じない者等への新たな取組み

- ・弁護士に債権回収業務を委託したことにより、全く督促に応じることのなかった滞納者から納付約束を得ることができ、一部は納入につながった。

平成24年度実績

- ・委託事案 10名 17件 総額 2,967,856円
- ・委託後の反応 6名 9件 納入額 232,076円

工 課 題

(ア) 対応状況に応じた通常の督促の徹底

- ・事務処理要領に基づく通常の督促を早期に着手し、かつ確実に実施する必要がある。
- ・債権回収業務委託や法的手段の活用を可能にするためにも、滞納者を償還状況や生活実態に応じて分類し、対応方針及びそれに基づく手順を明確にし執行する必要がある。

(イ) 債権回収業務の委託制度の活用促進

- ・通常の督促に全く応じない等対応が困難な者については、債権回収業務委託をより積極的に活用していく必要がある。同時に効果を上げるため、受託者と協働して償還指導を行う必要がある。

事業名	概要
障がい者の就労支援事業	<p>ア 目的及び事業の実施状況 (ア) 目的 不況の影響による雇用経済情勢悪化に伴い障害福祉サービス事業所への作業発注が減少する中、農業分野など障がい者の働く場を開拓するとともに、サービス事業所を利用する障がい者の収入（工賃）水準の向上を図ることを目的とする。</p>
決算（見込）額 － 千円	<p>(イ) 事業の実施状況 <input type="checkbox"/> 西部総合事務所障がい者就労支援プロジェクトチーム ①商工会議所や法人会、個別企業等での会議等の機会を利用して事業所の取組みを紹介した。 ②鳥取県障害者就労事業振興センターと連携しホームページ等で紹介した。 ③西部圏域におけるハートフル見本市（9月20日開催）において、県民局、福祉保健局職員で案内チラシを配布、周知活動を実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥取発！農福連携モデル事業 ①24年度からマッチングセンター機能を鳥取県障害者就労事業振興センターに委託。西部プロジェクトチームとして月に1～2回調整会議を開催し、マッチング対象案件について確認、進行管理を行った。 ②マッチングセンターを中心に農林局及び福祉保健局が連携して、障害福祉サービス事業所に委託可能な農作業の掘り起こし及び農家と福祉事業所とのマッチングを行った。 ③一方、障害福祉サービス事業所に対しては、農作業分野への参入を勧めた。 ④農福連携推進事業セミナーの開催 振興センター農福担当によりセミナーを行った。 ⑤農福連携モデル事業研修の開催 マッチングセンター主催による研修を西部は2回（8月、3月）開催した。</p>
イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点	農家、福祉事業所双方に農福連携推進事業を進めるに当たり、良かった点や課題の整理を目的にアンケートを行った。
ウ 成果	・西部プロジェクトチームとマッチングセンターとの連携により農業者と障害福祉サービス事業所との農作業マッチングが図られ、障がい者の収入アップに繋げることができた。（マッチング件数33件）
エ 課題	<p><input type="checkbox"/> 西部総合事務所障がい者就労支援プロジェクトチーム 障害福祉サービス事業所及び事業所で作成している製品・役務提供について県民・発注者側に十分に知られていない。 今後とも、サービス事業所やその製品の周知活動を継続する必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥取発！農福連携推進事業 協力農家、従事事業所も収斂傾向だが、障害者を雇用する農家も現れてきている。継続してマッチングできているケースの情報発信することにより、参加農家、事業所の拡大を図る必要がある。</p>

事業名	概要
災害医療救護体制の整備に向けた取り組み（原子力防災を含む）	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所は、地域の保健医療分野における危機管理の中心的役割を担うための機能強化が求められており、近年増加する地震を始めとする大規模災害時の医療救護体制の整備を行うことが急務である。 ・鳥取県西部圏域は、島根原子力発電所の緊急防護措置区域（UPZ）に境港市と米子市の一部が位置づけられたことから、住民避難や緊急被ばく医療体制を確立する等原子力防災体制を整備する必要がある。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県災害医療活動指針の策定に伴い、医療救護対策部（福祉保健局）に新たに配置された地域災害医療コーディネートチームの活動を『災害時の医療救護マニュアル（西部版）』に明記、修正するとともに、鳥取県西部で今後発生が予想される地震（鳥取県震災対応アクションプラン）を想定した災害シナリオに基づく図上訓練を実施した。（平成25年2月） ・鳥取県緊急被ばく医療計画、緊急被ばく医療マニュアルの策定に係る関係機関会議に出席した。特に、安定ヨウ素剤服用計画策定に係る鳥取県薬剤師会西部支部との調整に参画した。 ・島根原子力発電所防災訓練に参画し、主にスクリーニング会場の運営を担当・実施した。（平成25年1月） <p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害図上訓練に当たっては、西部圏域保健医療協議会へき地・救急医療部会を活用し、部会構成員以外に、新たに配置された地域災害医療コーディネーターや圏域市町村、生活環境局にも参加を要請し実施した。 ・災害時の医療救護マニュアル（西部版）を修正するに当たり、局内の横断的な連携を図るため、PTを結成し継続協議を行った。 ・原子力防災体制の整備に当たっては、境港市・米子市の地域防災計画、住民避難計画の策定状況等の進捗状況の把握に努めた。（平成25年3月に立ち上げた弓浜半島防災関係機関連絡会に参画。） <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の図上訓練を行うことによって、各関係機関が時系列で担う役割やるべき行動等を確認・検証することができた。 ・島根原子力発電所防災訓練に参加することにより、スクリーニング体制の課題や安定ヨウ素剤投与のあり方等今後の課題が明確となった。 <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療救護対策部を運営するための施設、資機材の整備が必要である。 ・災害時の情報伝達訓練や図上訓練を引き続き実施し、マニュアルの実効性を高める必要がある。 ・原子力防災体制の整備については、今後も関係機関と協働し、住民が参画した対応訓練の実施が必要である。 ・広域住民避難計画においては、市町村と医療機関や社会福祉施設等との整合性を図る必要がある。また、在宅の要援護者等の避難に関しては、事前に個別支援計画の策定を進める必要がある。 ・スクリーニング体制については、スクリーニング検査を実施できる者の養成が必要である。
決算（見込）額 一 千円	

事業名	概要
地域と職域で連携した働き盛り世代のがん対策の推進	<p>ア 目的及び事業の実施状況 (ア) 目的 壮年期のがん死亡者を減少させるため、がんに関する正しい知識を普及し、地域と職域が連携してがん検診の受診率向上を図り早期発見につなげる。</p>
決算(見込)額 —千円	<p>(イ) 事業の実施状況 ① 地域でがんを考える協議会の開催(年2回 7月、2月) 職域、検診機関、医療機関、患者会、市町村等関係者による推進会議を開催し、働き盛りのがん検診受診率向上等について協議を行った。 ② 市町村がん対策実務担当者会議の開催(年2回 6月、1月) 職域への働きかけやがん検診精度管理、喫煙対策等について協議を行った。 ③ がん検診推進パートナー企業認定(H24認定数21社、従業員数714人) 累計認定数124社、従業員数3,050人 がん検診の推進に協力していただけたよう、企業への訪問や認定を行い、また、パートナー企業へのアンケートを実施した。 ④ 職域の団体の集まりでの健康教育や協力要請 ⑤ 学校、事業所等での出張がん予防教室(随時 学校、教育関係8回、職域4回、その他団体等4回 受講者合計1,397人) がんに対する正しい知識の普及のために講演会を実施した。 ⑥ 地域密着型のがん検診受診率向上啓発(4回) NPO法人、職域団体、事業所、患者団体、医療機関、検診機関、行政等多機関で連携したイベントを実施した。(大型ショッピングセンター等を会場に、大腸がんや乳がんについて、クイズラリーやパネル展示、マンガを活用したリーフレットなどの啓発物の配布をおして検診受診を呼びかけた。)</p>
○政策項目 Ⅲ 暮らしに安心 6. がん対策の戦略的推進	<p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 (ア) がん検診の実施主体である市町村担当者会を開催し、出された意見を地域でがんを考える協議会での協議につなげた。 (イ) 職域団体と連携した啓発事業を実施した。取組みを行うことで、職域への啓発の幅が広がった。</p>
ウ 成果	<p>(ア) 会議をおして、市町村の検診情報の商工会、協会けんぽを通じた各事業所への提供や、協会けんぽの取組みとタイアップした事業所への働きかけを行う等、今後の新たな取り組みにつながった。 (イ) がん検診推進パートナー企業にアンケートを行った結果、回答のあったうちの3割でがんに関する意識の向上や周囲への検診受診の働きかけを新たに行っていた。 また、今後の取組みとして、市町村検診情報の周知や従業員への健康教育の実施、がんになった従業員への配慮を行う等の回答があり、職域でのがん対策が進んでいている様子がみられた。 (ウ) 出張がん予防教室を受講した子ども達へのアンケートより、自分自身の体を守るために行動や親世代への正しい情報の伝達を行いたいという感想が多くみられた。</p>
エ 課題	<p>(ア) 働き盛り世代の検診受診者を増やすためには、事業主の理解と協力が必要であるため、職域と関連のある部署との連携を強化し、職域への働きかけ先の新たな開拓を進めていく必要がある。 (イ) 学校においてがん教育は学習指導要領の項目にないため導入が困難な状況があるが、子ども達へのがん予防教育をさらに進めるために、校長、養護教諭だけでなく保健体育担当教諭へも働きかけを行っていく必要がある。</p>

7 収入証紙取扱額調べ

(平成25年3月31日現在)

収入科目			件数	単価	証紙貼り付け額	備考		
目	節	細節						
民生手数料	社会福祉手数料	老人保健施設開設許可等手数料	1	円 64,000	円 64,000	介護老人保健施設開設許可申請		
			3	33,000	99,000	介護老人保健施設変更許可申請		
			計(節)	4	163,000			
目 計			4		163,000			
衛生手数料	衛生手数料	衛生事業許可等手数料	4	18,000	72,000	診療所開設許可		
			2	43,000	86,000	病院検査(施設使用)申請		
			50	5,600	280,000	准看護師免許		
			22	3,400	74,800	准看護師免許証書換交付		
			7	4,100	28,700	准看護師免許証再交付		
			8	29,000	232,000	薬局開設許可申請		
			18	11,000	198,000	薬局開設許可更新申請		
			19	29,000	551,000	医薬品販売業許可申請		
			11	11,000	121,000	医薬品販売業許可更新申請		
			1	48,000	48,000	一般医療機器製造業許可更新		
			2	11,000	22,000	薬局製造販売医薬品製造(薬局製造業)許可		
			27	7,100	191,700	配置販売従事者身分証明書交付		
			2	2,000	4,000	配置販売従事者身分証明書書換交付		
			1	71,000	71,000	医療機器修理業許可申請		
			5	48,700	243,500	医療機器修理業許可更新申請		
			2	17,700	35,400	医療機器修理業修理区分変更申請		
			770	90	69,300	医薬品製造承認申請		
			12	14,700	176,400	毒物又は劇物の販売業の登録申請		
			36	6,400	230,400	毒物又は劇物の販売業の登録更新		
			9	10,500	94,500	毒物劇物取扱者試験		
			1	2,400	2,400	毒物劇物販売業登録票書換交付		
			3	14,600	43,800	麻薬・向精神薬卸売業者免許申請		
			1	3,900	3,900	向精神薬試験研究施設設置者登録		
			508	3,900	1,981,200	その他の麻薬免許申請		
			1	2,700	2,700	免許証・登録票の再交付申請		
			2	11,500	23,000	覚せい剤原料取扱者の指定申請		
			1	25,200	25,200	化粧品製造業許可更新申請		
			2	47,100	94,200	化粧品製造販売業の許可更新申請		
			11	29,000	319,000	高度管理医療機器等販売許可		
			3	11,000	33,000	高度管理医療機器等販売業許可更新		
			1	2,000	2,000	高度管理医療機器等販売許可書書換		
			2	7,400	14,800	薬局製造販売業許可申請		
			27	14,000	378,000	登録販売者試験		
			12	7,100	85,200	販売従事登録申請		
			3	2,000	6,000	販売従事登録証再書き換え申請		
			3	4,000	12,000	受胎調節指定証		
			25	5,600	140,000	栄養士免許		
			18	3,200	57,600	栄養士免許訂正		
			2	3,600	7,200	栄養士免許再交付		
計(節)			1,634		6,060,900			
目 計			1,634		6,060,900			
合 計			1,638		6,223,900			

8 収入事務処理状況調べ
(1) 分担金及び負担金

(平成25年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目		細節	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
民生費負担金	児童福祉費負担金	児童措置費負担金 計(節)	1	1,600	1,600	0	0	0	児童福祉法第56条
衛生費負担金	公衆衛生費負担金	母子衛生費負担金 計(節)	80	1,518,900	1,429,000	0	89,900	0	母子保健法第21条の4
	目 計		80	1,518,900	1,429,000	0	89,900	0	
	合 計		81	1,520,500	1,430,600	0	89,900	0	

(2) 使用料
(平成25年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目		細節	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
行政財産使用料	行政財産使用料	—	10	366,850	311,867	0	54,983	0	
	目 計		10	366,850	311,867	0	54,983	0	
	合 計		10	366,850	311,867	0	54,983	0	

収入科目		細節	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
衛生手数料	衛生手数料	衛生試験検査手数料 栄養士免許等手数料 計(節)	42	27,810	27,810	0	0	0	鳥取県保健所条例第3条
	目 計		42	27,810	27,810	0	0	0	鳥取県手数料徴収条例第2条
	合 計		44	37,810	37,810	0	0	0	

(4) 財産収入
該当なし。

(5) 諸収入
(ア)一般会計

(平成25年3月31日現在)
(単位:円)

目	科	目	細節	件数	調定金額	収入済額	不純欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
		生活保護費63条返還		104	1,818,998	465,925	0	1,353,073	生活保護法第63条	
		生活保護費78条徴収		306	3,323,326	734,935	0	2,588,391	生活保護法第78条	
		平成23年度介護職員処遇改善支払金に係る返還金		4	463,389	463,389	0	0	介護職員処遇改善交付金事業実施要領	
		平成24年度介護職員処遇改善支払金に係る返還金		21	2,924,276	2,924,276	0	0	介護職員処遇改善交付金事業実施要領	
		平成23年度福祉・介護人材の処遇改善助成金に係る返還金		4	2,624,227	2,624,227	0	0	福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領	
		平成24年度福祉・介護人材の処遇改善助成金に係る返還金		11	1,226,702	1,226,702	0	0	福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領	
		情報開示に係る事務手数料		24	570	570	0	0	鳥取県情報公開条例第15条	
		行政財産使用に伴う経費		10	418,053	418,053	0	0	鳥取県行政財産使用料条例第2条	
		被爆者援護法に係る健 康管理手当で過支給分の返還請求		1	370,370	370,370	0	0	原子弹被爆者に対する援護に関する法律第47条	
		鳥取大学への非常勤講師派遣に係る委託料		2	22,400	22,400	0	0	委託契約書(県、鳥取大学)	
		歳出戻入の不履行に伴う生活保護費請求		2	124,490	0	0	124,490	鳥取県会計規則第89条	
		出納員口座への誤入金		1	50,000	0	0	50,000	未収金なし。 H24.10歳入戻出(還付)済み。	
		合計(節)		490	13,366,801	9,250,847	0	4,115,954	H25.4減額調定	
		目計		490	13,366,801	9,250,847	0	4,115,954		
		合計		490	13,366,801	9,250,847	0	4,115,954		

(イ) 特別会計 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

収入科目			細節	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
母子寡婦福祉資金 貸付金元利收入	母子寡婦福祉資金 貸付金元利收入	母子福祉資金貸付金元利收入	4,359	41,343,445	23,035,378	0	18,308,067	0	母子及び寡婦福祉法	
	寡婦福祉資金貸付金元利收入	寡婦福祉資金貸付金元利收入	163	3,197,688	1,218,109	0	1,979,579	0		
	計(節)		4,522	44,541,133	24,253,487	0	20,287,646	0		
	目計		4,522	44,541,133	24,253,487	0	20,287,646	0		
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入 寡婦福祉資金貸付金雑入	270	1,620,770	508,980	0	1,111,790	0	母子及び寡婦福祉法	
	目計		11	35,510	0	0	35,510	0		
	合計		281	1,656,280	508,980	0	1,147,300	0		
	合計		4,803	46,197,413	24,762,467	0	21,434,946	0		

(6) 現金の取扱状況
ア 現金取扱状況

収入科目(節)	収入済額	備考
(一般会計)		
衛生手数料	27,390	衛生手数料
雑入	570	情報開示に係る事務手数料
(特別会計)		
母子寡婦福祉資金貸付金元利收入	1,942,312	母子福祉資金貸付金元利收入、寡婦福祉資金貸付金元利收入
雑入	470,800	母子福祉資金貸付金雑入(違約金)、寡婦福祉資金貸付金雑入(違約金)
合計	2,441,072 (件)	

イ つり銭の状況
つり銭の有無 有 つり銭の額(円) 15,000

(平成25年3月31日現在)

9 収入未済額調べ

(平成25年3月31日現在)

(单位: 田)

9 収入未済額調べ

(イ)特別会計 母子寡婦福祉資金貸付金

(平成25年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目	区分	過年度						現年度			収入未済額 (A+B)	未収理由	
		前年度		左のうち		不納額		収入未済額(A)	収入未済額の調定年度内訳				
		以前から の繰額	収入額	欠入額	未済額	21年度 以前	22年度		23年度				
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	17,438,212	3,268,450	0	14,169,762	11,393,410	1,265,035	1,511,317	23,905,233	19,766,928	4,138,305	18,303,067	
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	1,961,492	99,096	0	1,862,396	1,857,268	5,128	0	1,236,196	1,119,013	117,183	1,979,579	
	合計(節)	19,399,704	3,367,546	0	16,032,158	13,250,678	1,270,163	1,511,317	25,141,429	20,885,941	4,255,488	20,287,646	
	目計	19,399,704	3,367,546	0	16,032,158	13,250,678	1,270,163	1,511,317	25,141,429	20,885,941	4,255,488	20,287,646	
総入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	1,209,210	118,210	0	1,091,000	1,068,470	6,420	16,110	411,560	390,770	20,790	1,111,790	
	合計	1,244,720	118,210	0	1,126,510	1,103,980	6,420	16,110	411,560	390,770	20,790	1,147,300	
	合計	20,644,424	3,485,756	0	17,158,668	14,354,658	1,276,583	1,527,427	25,552,989	21,276,711	4,276,278	21,434,946	

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ

(ア) 一般会計

収入科目			債権管理事務取扱要領の作成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
雑入	雑入	生活保護費 63条返還	無	<ul style="list-style-type: none"> ・一括納入が困難な世帯については、分割納入に変更している。 ・督促に加えて、過年度未収金の納入を依頼する文書を年1回送付した上で、電話や訪問を行った。 	分割納入により返還しやすくなり、滞納の減少に寄与している。 文書送付、電話や訪問により、未収金回収に繋がった事例もあった。
		生活保護費 78条徴収			
		歳出戻入の不履行に伴う保護費請求			

(イ) 特別会計 母子寡婦福祉資金貸付金

収入科目			債権管理事務取扱要領の作成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	無	「6 主な事業に関する調べ」に記載のとおり。	弁護士に債権回収業務を委託したことにより、全く督促に応じることのなかった滞納者から納付の約束を得ることができ、一部は納入に繋がった。 <3月31日現在の比較> (母子寡婦福祉資金 元利収入)
		寡婦福祉資金貸付金元利収入			
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入			1 未収金 △1,863,673円 ①H24 20,287,646円 ②H23 22,151,319円 ①-②=△1,863,673円 2 収納率 +2.46% (54.45%) ①H24 54.10% (52.51%) ②H23 51.64% ①-②= 2.46%
		寡婦福祉資金貸付金雑入			

11 不納欠損額調べ

該当なし。

(平成25年3月31日現在)

1.2 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

(平成25年3月31日現在)

(単位：円)

予算科目 (目)	予算額令達額	負担金の名称	支 出 先	負 担 率	支 出 年 月 日	支 出 金 額	支 出 の 根 拠 法 令 名 等 (規約、要領等を含む)	備 考
身体障がい者福祉費 支出額が10万円未満のもの						7,000		
目 計						7,000		
知的障がい者福祉費 支出額が10万円未満のもの						8,000		
目 計						8,000		
保健所費 支出額が10万円未満のもの						14,000		
目 計						14,000		
合 計						29,000		

(2) 補助金

予算科目（老人福祉費）

① 国補分 該当なし

(平成25年3月31日現在)

(単位：円)

② 単県分

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費 補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は 内示年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
				交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日	概算 払、 精算 払 の別	支出 年月日	金額	
鳥取県地域「支え愛」 体制づくり事業費補助金 (平成23年度)	富有の里振興協議会 他23件		44,864,000 (補助率10/10) 44,864,000			H25.3.18外	概算 H24.5.7 外 精算 H25.3.22 外	35,891,200	369,600	
高齢者等に対する担 い手づくりや生活支 援サービス等に取り 組む住民団体、N P O等に対し補助金を 交付				H24.4.10外	H25.2.28外	H25.3.14外				
単 県 分 計									36,260,800	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の（ ）書きは、変更に係るもの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の（ ）書きは補助金相当額である。									

予算科目（障害者自立支援事業費）

① 国補分 該当なし

(平成25年3月31日現在)

② 単県分

(単位：円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先 間接	補助対象経 費	実施計画承認 又は 内示年月日	着 手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
						交付申請 年月日	完 了 年月日	検 査 年 月 日	
事 業 の 内 容		補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現地 調査年月日				
有償ボランティア雇用支援事業補助金 (平成22年度)	伯耆みらい	58,581			—				0
障がい者の農業分野での施設外就労を促進するために有償ボランティアを雇用した事業所に対し助成金を交付		日額 5,000円×日 数 時間給 6月～9月 646円×勤務 時間 10月～3月 653円×勤務 時間	H24.7.19	H24.6.17	—				
単 県 分 計									0
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の（ ）書きは、変更に係るもの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の（ ）書きは補助金相当額である。								

予算科目（児童福祉総務費）

① 国 補 分 該当なし

② 単 県 分

(平成25年3月31日現在)

(単位：円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助金額	実施計画承認 又は内示年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
				交付申請 年月日	完了 年月日	検査 年月日	概算 精算 の別	支 出 年 月 日	金 額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現地調査年 月日				
多子世帯保育料軽減子育て支援事業費 (平成11年度)	米子市外8件	一部	387,047,030	—	—		概算	H24.8.24	81,955,000	
多子世帯(3人以上の児童がいる世帯)の保育料を軽減する市町村に対し助成				(H24.6.5外) H25.2.26外	—					
低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費 (平成15年度)				(補助率:1/3) 129,781,000	(H24.7.31) H25.3.27					
1歳児担当保育士の加算を行う市町村に対し助成	米子市外7件	一部	91,605,350	—	—		概算	H24.11.30	30,377,000	
保育サービス多様化促進事業費 (平成12年度)				(H24.9.18外) H25.2.28外	—					
特別保育事業を実施する市町村に対し助成				(補助率:1/2) 45,774,000	(H24.10.23) H25.3.19					
届出保育施設等運営事業費 (平成13年度)	米子市	全部	1,375,000	H24.5.17外	—		概算	H24.8.24	17,628,000	
届出保育施設運営費を助成する市町村に助成				(H24.7.6外) H25.2.28外	—					
				(補助率:障がい児 保育、重複勘定い 児保育1/3、乳児保 育1/2) 30,678,000	(H24.8.2) H25.3.27					

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費	実施計画承認 又は 内示年月日	着手 年月日	額の確定 年月日	支出の状況		備考
							概算 払、 精算 払 の別	支 出 年月日	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現地 調査年月日			
鳥取県産休代替職員費補助金	米子市外9件		7,512,285		—	H24. 7. 6 外	精算	H24. 7. 20 H24. 8. 24 H24. 11. 27 H25. 1. 29 H25. 2. 1 H25. 2. 15 H25. 3. 1	450,000 360,000 270,000 360,000 720,000 360,000 450,000
児童福祉施設等の職員の産休等の代替職員の経費 (平成11年度)			(基準額: 90,000~ 540,000) 5,490,000	(H24. 5. 11外) H24. 8. 22 外	—				
				(H24. 5. 23外) H24. 8. 28 外	H24. 6. 28 外				
鳥取県災害遺児手当支給事業費補助金 (昭和47年度)	米子市外2件		300,000		—	H25. 3. 19 外			
災害遺児について手当を支給する市町村に対して助成			(補助率:1/2) 150,000	H24. 5. 30 外 H24. 6. 18 外	—				
						H25. 3. 13 外			
単 県 分 計									133,779,000
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更に係るもの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の()書きは補助金相当額である。								

(3) 交付金

該当なし

(4) 委託料

(平成25年 3月31日現在)(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単別 の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約				支出の状況				備考
				予定価格 (契約年月日) 変更契約(最終)		契約期間 (契約年月日) 契約額 契約額	入札等 年月日 (契約保証金納 付等年月日)	完了年月日	支出处 年月日	支出区分	支出行 年月日	
				法定価格 (H24.4.1) ()	国措置基準額 ~ H24.8.28 (免除)	H24.4.1 ~ H24.8.28 (免除)	H24.8.28	精算	H24.4.20外			
児童福祉費	国補	母子生活支援施設 における保護実施 委託料	米子市 社会福祉法人広 島県同施援護財团	法定価格 (H24.4.1) ()	法定価格 (H24.4.1) ()	H24.4.1 ~ H25.3.31 (免除)	H24.3.31 ~ H25.3.31 (免除)	精算	H24.4.20外		711,911	児童福祉法第 23条の規定によ る母子生活支援 施設における母 子保護の実施の に伴う業務であ り競争入札に 適しない。
目計								精算	H24.4.20外		3,199,443	
生活保護総務費 予定価格が20万円 未満のもの											3,911,354	
目計											265,500	
											265,500	
公衆衛生総務費	国補	原子爆弾被爆者健 康診断委託	社団法人鳥取県西 部医師会	単価契約 法定価格 (H24.5.22) 1件4,977円外 ()	H24.6.1 ~ H25.3.31 (免除)	H24.6.1 ~ H25.3.31 (免除)	H24.6.11外 精	H24.7.3外 精			1,212,801	専門医療機関 で、そこが所 属する地区医 師会と委託契 約を行つ
目計											1,212,801	

予算科目 (目)	委託料の名称	委託契約の相手方	当初契約				支出の状況			備考	
			予定価格	(契約年月日) 契約額		入札等年月日 (最終候選金納付等年月日)	完了年月日	支出处区分	支逐年月日		
				(契約年月日) 契約額	契約期間						
結核対策費	国補 結核患者管理健診 及び接触者健診委託	鳥取大学医学部附 属病院他27機関	法定価格	診療報酬点数 保健事業単 価	H24.4.1 ~ H25.3.31	H24.4.1 ~ (免除)	H24.4.12外	精	H24.5.21外	専門医療機関 と委託契約	
目 計							隨				
精神衛生費 予定価格が20万円 未満のもの										1,947,124	
目 計										144,000	
										144,000	
特定疾患対策費	国補 在宅人工呼吸器使 用特定疾患患者訪 問看護治療研究事 業委託	米子医療生活協同 組合COOP訪問看 護ステーションなな いいろ 在宅重症難病患者 一時入院委託料	単価契約 法定価格 1件8,450円外	H24.4.1 ~ H25.3.31	H24.4.1 ~ (免除)	H24.4.30外	精	H24.5.21外	1,988,250 訪問看護ステーションと契 約	対象となる患 者が利用する 訪問看護ステー ションと契約	
目 計							隨				

予算科目 (目)	国庫 単県 の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			支出の状況			備考	
				予定価格 (契約年月日)	契約期間 変更契約(最終)	入札等 年月日 (契約保証金納付等年月日)	支出し年月日	金額			
健康県づくり推進費 予定価格が20万円 未満のもの											
目 計											
生活習慣病予防対策費 予定価格が20万円 未満のもの											
目 計											
保健所費	単県	庁舎警備業務委託	ALSOK山陰(株)	1,575,000 (H22.3.15) 441,000 ()	H22.4.1 ~ H23.3.31 (免除)	H23.3.31 ()	H24.5.11外 精	80,850 H24 88,200円	5年間の債務 負担行為		
保健所費	単県	庁舎清掃業務委託	中国大建管財(株)	4,865,700 (H24.4.27) 4,773,300 ()	H24.5.1 ~ H23.3.31 (免除)	H24.4.26 H25.3.31 ()	H24.6.19外 精	4,330,000	5年間の債務 負担行為		
保健所費	単県	浄化槽清掃業務委託	(有)米子清掃	415,000 (H24.11.15) 414,750 ()	H24.11.15 ~ H25.2.28 ()	— (免除)	H25.2.21 精	414,750			
保健所費	単県	西部福祉保健局植 栽剪定委託	(有)石倉建設	273,000 (H24.7.17) 220,500 ()	H24.7.17 ~ H25.1.31 ()	— (免除)	H24.8.6 精	220,500			
予定価格が20万円 未満のもの											
目 計											
合 計											

14 財産に関する調べ
 (1) 公有財産
 ア 土地

(平成25年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所 在 地	前 年 度 末		本 年 度 異 動 状 況		増減理由	登記年月日	面積(m ²)	価額(円)	本 年 度 末	備考
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日			面積(m ²)	価額(円)		
行政財産	西部総合事務局 所福祉保健局	米子市東福原1丁目1-45	5,479.42	不明	増加H 減少H	— —	— —	H H	— —	— —	5,479.42	不明
計			5,479.42	不明							5,479.42	不明
普通財産					増加H 減少H	— —	— —	H H	— —	— —		
計												
合計			5,479.42	不明							5,479.42	不明

イ 建 物

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所 在 地	前 年 度 末		本 年 度 異 動 状 況		増減理由	登記年月日	面積(m ²)	価額(円)	本 年 度 末	備考
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日			面積(m ²)	価額(円)		
行政財産	西部総合事務局 所福祉保健局	米子市東福原1丁目1-45	1,863.68	不明	増加H 減少H	— —	— —	H H	— —	— —	1,863.68	不明
"	"	"	590.87	不明	増加H 減少H	— —	— —	H H	— —	— —	590.87	不明
"	"	"	19.56	不明	増加H 減少H	— —	— —	H H	— —	— —	19.56	不明

行政・普通財産 の区分	機関名又は 施設名等	所 在 地	前 年 度 末		本 年 度 異 動 状 況				本 年 度 末		備 考
			面積 (m ²)	価額 (円)	増減 別	異動日	面積 (m ²)	価額 (円)	増減理由	登 記	
行政財産	西部総合事務局 所福祉保健局	米子市東福原1丁目444	80.50	不明	増加H	—	—	—	H —	—	車庫
"	"	"	232.15	不明	増加H	—	—	—	H —	80.50	不明
計			2,786.76	不明	増加H	—	—	—	H —	232.15	不明
普通財産					減少H	—	—	—	H —	2,786.76	不明
計											
合 計											

ウ 山 林
該当なし

工 動 產 (船舶、浮標、浮橋、浮ドック、航空機)
該当なし

才 物 権
該当なし

力 無体財産權 (特許権、著作権、商標権、実用新案権等)
該当なし

キ 有価証券
該当なし

(2) 金券類の受払状況

(ア) 金券の受払状況

(平成25年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手及び 郵便はがき	円 136,340	円 201,570	円 226,300	円 111,610	
合 計	136,340	201,570	226,300	111,610	

(イ) タクシーチケットの受払状況

(平成25年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末未使用枚数
	購 入 枚 数	使 用 枚 数 及び 金 額	
枚 237	枚 0	(※) 205 枚 0 円	枚 32

※) 205枚全て、H24.7.11に協同組合米子ハイヤーセンターに返却した。(使用実績なし。)

(3) 債 権

(ア) 一般会計

(平成25年3月31日現在)

債権の名称	前 年 度 末		本 年 度 中				本 年 度 末		備考	
			増		減					
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数		
行政財産使用料	円 144,720	4	円 12,000	1	円 42,420	0	円 114,300	5		
生活保護費徴収 金(分割納入)	3,759,280	19	164,091	2	1,133,202	5	2,790,169	16		
歳出戻入未収額	124,490	2	0	0	0	0	124,490	2		
合 計	4,028,490	25	176,091	3	1,175,622	5	3,028,959	23		

(イ) 特別会計 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(平成25年3月31日現在)

債権の名称	前 年 度 末		本 年 度 中				本 年 度 末		備考	
			増		減					
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数		
母子福祉資金貸 付金	円 193,981,096	362	円 18,089,500	25	円 23,179,585	49	円 188,891,011	338		
母子福祉資金貸 付金 (日野福祉保健局分)	0	0	11,936,504	18	0	0	11,936,504	18	H 24.4.1 引継ぎ	
寡婦福祉資金貸 付金	9,264,035	13	0	0	1,236,196	2	8,027,839	11		
合 計	203,245,131	375	30,026,004	43	24,415,781	51	208,855,354	367		

15 財産の貸付け及び使用許可調べ
 (1) 土地及び建物
 ア 土 地

(平成25年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可目的)目	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用許可)単価	本年度の貸付(使用)料	貸付(使用許可)先住所	備考
電力供給配線施設(電柱)	米子市東福原1丁目1-45	2本	H22.3.12	不明	H22.4.1~H27.3.31	月額・年額3,000		3,000	中国電力株式会社米子営業所長 大滝 雅彦	
電力供給配線施設(電柱・支線)	米子市東福原1丁目1-45	各1本	H21.3.26	不明	H21.4.1~H26.3.31	月額・年額3,000		3,000	中国電力株式会社米子営業所長 大滝 雅彦	
電力供給配線施設(電柱)	米子市東福原1丁目1-45	2本	H24.2.15	H19.10.9	H24.4.1~H29.3.31	月額・年額3,000		3,000	中国電力株式会社米子営業所長 大滝 雅彦	
公衆電話室	米子市東福原1丁目1-45	3.71 m ²	H22.12.28	不明	H23.4.1~H28.3.31	月額・年額4,500		4,500	西日本電信電話株式会社鳥取支店長 松本俊久	
住居表示街区案内板	米子市東福原1丁目1-45	0.38 m ²	H24.2.24	H5.11.24	H24.4.1~H25.3.31	月額・年額		0	米子市加茂町1-11 米子市長 野坂康夫	
社用駐車場	米子市東福原1丁目1-45	20.68 m ²	H24.3.29	H16.7.1	H24.4.1~H25.3.31	月額・年額13,356		13,356	特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター 会長 廣田和幸	
計									26,856	
合計									26,856	

イ 建 物

(平成25年3月31日現在)

行政・普通 財産の区分	貸付 (使用許可) 目的	所 在 地	貸 付 (使用許可) 年 月 日	当初貸付 (使用許可) 年 月 日	貸 付 (使用許可) 期 間	貸付 (使用) 料 (円)		貸付 (使用許可) 先 住 所 氏 名	備 考
						本年度の 単価	貸付 (使用) 料		
行政財産	事務室	米子市東福原1丁目 1-45	39.74 m ² H24.3.29	H16.7.1 H25.3.31	H24.4.1~ H25.3.31	月額・年額	212,800	米子市東福原1丁目1-45 特定非営利活動法人鳥取県障 害者就労事業振興センター 会長 廣田和幸	
	事務室・ 相談室	米子市東福原1丁目 1-45	25.95 m ² H24.2.24	H21.3.31 H25.3.31	H24.4.1~ H25.3.31	月額・年額		鳥取市千代水2丁目8 一般社団法人ひとつとり被災者 支援センター 理事長 落合 潮	
	自動販売機	米子市東福原1丁目 1-45	1.26 m ² H22.9.30	H17.9.27 H27.9.30	H22.10.1~ H27.9.30	月額・年額	2,660	東京都江東区曳戸一丁目42 番20号 31,920ネオス株式会社 代表取締役 今泉 玄	
計								244,720	
合計								244,720	

(2) 物品

該当なし

- 16 借受不動産明細調べ
該当なし

- 17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ
該当なし

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ

(平成25年3月31日現在)

車種	年式	登録番号	取得年月日	総走行キロ数	本年度			備考
					稼働日数	(1ヶ月平均)走行キロ数	修理費等	
ワゴン (感染者 移送車)	13 さ 1411	鳥取800 (保管換) H17.4.7 H13.3.22		Km 6,280	日 16	Km (13) 159	円 99,149	6ヶ月点検 9,870円 車検 89,279円
合計	1台						99,149	

19 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

20 備品の処分状況調べ

(平成25年3月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	数量	(保管換年 月日) 取得年月日	耐用 年数	取得価格	不 用 決 定 年 月 日	不 用 と す る 理 由	処 分 方 法				備考
							売 払 棄 却 の 別	売 払 方法	処 分	売 払 額 ・ 處 分 費 用	
液晶プロジェクター	1	H13.10.22	8年	円 617,400	H23.11.4	使用不能	棄却	使用不能	(未定)	円 0	
合計	1			617,400							

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(平成25年3月31日現在)

現金、有価証券又は物品名	数量	金額	出納員又は使用者職氏名	亡失、損傷年月日、時	同左場所	同左概要	報告年月日	会計局の審査結果
府内LA N端末パソコ ン	4台	円 リース物品 (467,670)	健康支援 課課長補佐 亀山慎二 外3名	H24.3.2 午前4時 00分頃	健康支援 課執務室 内	何者かに よって散 布された と推定さ れる灯油 と思しき 液体を被 り、使用に 支障をき たした。	H25. 1.7	賠償責任 なし
合計	4台	467,670						

福祉保健局 共通個別事項

22 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(平成25年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未処理 件 数	当年度 指 定 件 数	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処理 件 数	年度末指定件数				
						H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
1 訪問介護(ホームヘルプサービス)	0	6	6 (6)	3	0	48	48	46	42	45
2 訪問入浴介護	0	0	0 (0)	0	0	4	4	4	4	4
3 訪問看護	0	3	3 (3)	0	0	21	22	21	21	24
4 訪問リハビリテーション	0	1	1 (1)	1	0		3	3	3	3
5 居宅療養管理指導	0	0	0 (0)	0	0		1	1	2	2
6 通所介護(デイサービス)	0	8	8 (8)	2	0	60	59	62	67	73
7 通所リハビリテーション(デイケア)	0	0	0 (0)	5	0	6	6	6	5	0
8 短期入所生活介護(ショートステイ)	0	0	0 (0)	0	0	20	20	19	19	19
9 短期入所療養介護(ショートステイ)	0	0	0 (0)	0	0				0	0
10 特定施設入居者生活介護	0	0	0 (0)	0	0	10	10	10	10	10
11 福祉用具貸与事業	0	1	1 (1)	1	0	15	15	18	18	18
12 特定福祉用具販売	0	1	1 (1)	2	0	16	15	18	19	18
居宅サービス計①	0	20	20 (20)	14	0	200	203	208	210	216
居宅介護支援事業②	0	3	3 (3)	5	0	66	63	64	65	63
1 介護予防訪問介護	0	6	6 (6)	3	0	40	40	38	39	42
2 介護予防訪問入浴介護	0	0	0 (0)	0	0	4	3	4	4	4
3 介護予防訪問看護	0	4	4 (4)	1	0	21	22	21	21	24
4 介護予防訪問リハビリテーション	0	1	1 (1)	1	0		3	3	3	3
5 介護予防居宅療養管理指導	0	0	0 (0)	0	0		1	1	2	2
6 介護予防通所介護	0	7	7 (7)	2	0	57	59	62	67	72
7 介護予防通所リハビリテーション	0	0	0 (0)	5	0	6	6	6	6	1
8 介護予防短期入所生活介護	0	0	0 (0)	0	0	20	19	19	19	19
9 介護予防短期入所療養介護	0	0	0 (0)	0	0				0	0
10 介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0 (0)	0	0	10	10	10	10	10
11 介護予防福祉用具貸与事業	0	1	1 (1)	1	0	15	14	17	18	18
12 特定介護予防福祉用具販売	0	1	1 (1)	2	0	16	15	18	19	18
介護予防サービス計③	0	20	20 20	15	0	189	192	199	208	213
居宅サービス等計(①+②+③)(A)	0	43	43 43	34	0	455	458	471	483	492
1 介護老人福祉施設	0	0	0 (0)	0	0	16	16	16	16	16
2 介護老人保健施設	0	0	0 (0)	0	0	21	23	23	23	23
3 介護療養型医療施設	0	0	0 (0)	0	0	5	5	4	3	3
施設サービス計(B)	0	0	0 (0)	0	0	42	44	43	42	42
合 計(A+B)	0	43	43 43	34	0	497	502	514	525	534

注 (1)介護保険法のみなし規定によるみなし事業所は除くこと。

(2)廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

【実地指導】

■対象施設の選定

平成24年度からすべての法人について、少なくとも3年に1回の実地指導をすることとなった。

非営利法人については、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所及び施設サービスから介護老人福祉施設について選定を行った。また、営利法人については、平成23年度指定取消処分を行ったサービス種類である訪問介護事業所について選定を行った。

■当年度重点指導事項

- 1 運営基準 鳥取県チェックリストを使用し、サービス提供の基礎となる各サービスの計画書及びサービス提供の記録に係る事項について重点的に確認。
- 2 報酬請求 鳥取県チェックリストを使用し、報酬及び加算の算定要件と適正な報酬請求の実施に係る事項について重点的に確認。

【集団指導】

■対象施設の選定

西部管内介護保険指導監査担当者会議で協議し、指導が必要と判断した当該事業に決定。

■当年度重点指導事項

- 1 運営基準 サービス提供記録の作成等について重点的に実施。
- 2 報酬請求 報酬及び加算の算定要件について重点的に実施。

(単位：施設、件) (平成25年3月31日現在)

区分	指 導 施設数	指摘事項		主 な 指 摘 事 項 の 概 要 等
		施設数	件 数	
実地指導	31	23	75	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。（介護老人福祉施設） ・モニタリングについて、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して実施し、その結果を記録すること。（居宅介護支援事業所） ・訪問介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。 (訪問介護事業所)
集団指導	113	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成24年8月29日（水）午前10時30分から午後4時30分 ・場 所：西部総合事務所福祉保健局大会議室 ・実施方法：西部管内保険者と合同実施 ・指導対象：①福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所 20事業所 ②通所介護事業所 75事業所 ③認知症対応型通所介護事業所 18事業所
書面検査による監査	28	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス種別：居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（保険薬局） ・実施方法：提出された自己点検シートの内容確認 ・目 的：「人員、設備及び運営基準」の遵守状況について点検することにより、不正事案を防止し、介護事業の適切な運営の確保を図る

(3) 老人福祉施設に対する指導監査の状況

【老人福祉施設】

■対象施設の選定

平成24年度については、実地監査6施設、書面監査8施設を実施した。

実地監査については、近年実施していない施設等を対象とした。

■指導監査実施体制

職員2名以上により実施

■当年度重点指導事項

監査は、鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱第5条に定める老人福祉施設指導監査指摘基準に基づき実施。

(単位：施設、件) (平成25年3月31日現在)

区分	指 導 施設数	指摘事項		主 な 指 摘 事 項 の 概 要 等
		施設数	件 数	
老人福祉施設	14	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等を行う場合には、日々の心身の状態等の観察を行い記録すること。 ・職員でなくなった後においても業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持すべき旨を職員の雇用時等に取り決めを行うこと。

23 障害福祉サービス事業の状況

(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(平成25年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未処理 件 数	当年度 指 定 申 請	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処理 件 数	年度末指定件数				
						H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
①居宅介護		1	1(1)	2		41	41	42	43	42
②重度訪問介護		1	1(1)	1		37	37	38	37	37
③行動援護		1	1(1)			7	7	8	11	12
④同行援護		3	3(3)						10	13
⑤療養介護										
⑥生活介護		2	2(2)			8	9	13	14	16
⑦短期入所		1	1(1)			13	12	12	12	13
⑧重度障害者等包括支援										
⑨共同生活介護		3	3(3)	1		8	8	8	8	10
⑩自立訓練（機能訓練）										
⑪自立訓練（生活訓練）		2	2(2)	1		2	1	1	1	2
⑫就労移行支援		1	1(1)	1		5	5	7	7	7
⑬就労継続支援A型		3	3(3)				2	2	4	7
⑭就労継続支援B型		4	4(4)	2		15	21	27	36	38
⑮共同生活援助		2	2(2)	2		9	10	12	12	12
計（指定障害福祉サービス事業者）	24	24(24)	10			145	153	170	195	209
⑯障害者支援施設						1	1	4	5	5
うち生活介護						1	1	4	5	5
自立訓練（機能訓練）										
自立訓練（生活訓練）								1		
就労移行支援									1	1
計（指定障害者支援施設）						1	1	4	5	5
⑰地域移行支援	10	0(10)	1							9
⑱地域定着支援	10	0(10)	1							9
計（指定相談支援事業者）	20	0(20)	2							18
合 計	44	24(44)	12			146	154	174	200	232

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

注 指導対象施設を選定する上での方針（指針、基準、計画などの概要）を記載すること。

【実地指導】

〈指定障害福祉サービス事業者〉

- ・鳥取県指定障害福祉サービス事業者等に係る指導監査実施要綱第6条（2）アに基づき、すべてのサービス事業者等が、3年に1回（ただし、指定障害者支援施設設置者等については、2年に1回）実地指導を実施するように選定。
- ・23年度まで未実施であった指定障がい福祉サービス事業所において、優先的に実施する。

【集団指導】

〈指定障害福祉サービス事業者〉

- ・鳥取県指定障害福祉サービス事業者等に係る指導監査実施要綱第6条（1）アに基づき、すべてのサービス事業者等を対象に2年に1回実施。
- ・今年度は昨年度実施したため実施していない。

* 当年度重点指導事項

【実地指導】

〈指定障害福祉サービス事業者〉

- 1 サービス提供の記録
 - ・サービス提供記録の記載に漏れはないか。
 - ・報酬請求の基礎資料となる記録が適正に記載されているか。
- 2 非常災害対策
 - ・マニュアルの作成
 - ・マニュアルに基づく必要な訓練
 - ・関係機関との連携

(単位：件（事業所数）)

(平成25年3月31日現在)

区分	指 導 法人数 (<small>障害者</small>)	改善指導事項		主な指導事項の概要
		事業所数	件 数	
実地指導	34 (58)	57	362	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供記録について 居宅介護=3、重度訪問介護=3、生活介護=2、 就労継続支援 A型=2、就労継続支援 B型=10、 共同生活介護=1、共同生活援助=1、自立訓練（生活訓練）=1 ・非常災害対策について 就労継続支援 A型=2、就労継続支援 B型=5、共同生活介護=2、 共同生活援助=1

22.4 心と女性に関する相談状況（心と女性の相談室対応分を含む。）（単位：件） (平成25年3月31日現在)

件) (平成25年3月31日現在)

ANSWER

25 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況

(単位：件) (平成25年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしやく 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H24年度	977	1,425	133	6,746	2,643	11,924
H23年度	940	1,053	145	6,541	3,022	11,701
H22年度	1,122	1,237	170	7,405	3,448	13,382
H21年度	1,236	1,369	177	7,774	3,499	14,055
H20年度	1,239	1,363	169	7,562	3,361	13,694

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況

(単位：人、件) (平成25年3月31日現在)

手当区分	本年 度中(人)										差引現 在受給 者数 A+B-C +D-E + F-G (人)	支給 額 (円)		
	前年度 未受給 者 数 (人) A	前年度 未処理 件数 件数 B	内訳			喪失 件数 C	停止 解除 件数 D	停止 開始 E	停止 中 喪失 F	その他 転入 G				
			認定 件数 件数 B	却下 件数 件数 B	未処 理 件数 件数 B									
特別障害者手当	27	0	4	4	0	0	4	0	0	0	1	0	28 9,065,540	
障害児福祉手当	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8 1,429,000	
経過的福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	35	0	4	4	0	0	4	0	0	0	1	0	36 10,494,540	

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況

(単位：件) (平成25年3月31日現在)

区分	A(重度)		B(中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H24年度	137	546	300	873	1,856
H23年度	141	561	308	876	1,886
H22年度	137	558	276	852	1,823
H21年度	136	539	245	822	1,742
H20年度	132	530	247	773	1,682

イ 当年度の療育手帳交付等内訳

(単位：件) (平成25年3月31日現在)

区分	前年度末 現 在	年度中 の 移動 内訳			年度中の変更		当年度末 現 在
		新規交付	転 入	転出・返還	18歳に 達した場合	障害程度	
A (重 度)	18歳未満	141	5	2	1	-17	7 137
	18歳以上	561	3	0	40	17	5 546
B (中・軽度)	18歳未満	308	42	1	1	-43	-7 300
	18歳以上	876	10	1	52	43	-5 873
計		1,886	60	4	94	0	0 1,856

(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況

(単位：件、人)

区分	通報 届出 件数	入院患者数		自立支援 医療（精 神通院） 受給者証 所持者数	手帳 所持 者数
		措置 入院	医療 保護 入院		
H24年度	23	10	470	6,852	2,136
H23年度	19	9	462	6,379	2,030
H22年度	17	8	438	5,955	1,882
H21年度	20	9	392	5,393	1,733
H20年度	17	6	346	4,776	1,588

(平成25年3月31日現在)

イ 精神保健福祉相談事業の状況 (単位：人、事業所) (平成25年3月31日現在)

区分	面接相談		電話相談		訪問指導		社会適応訓練状況		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	委託 事業所数	利用者数 実人員	利用者数 延人員
H24年度	113	251	217	856	123	373	1	1	1
H23年度	92	194	173	1,122	108	354	1	1	1
H22年度	58	191	139	1,414	122	380	2	2	2
H21年度	41	168	176	1,284	120	403	1	1	1
H20年度	73	125	200	1,001	147	439	4	2	2

2 6 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

注 指導監査対象施設を選定する上での方針（指針、基準、計画などの概要）を記載すること。

【保育所・児童館】

児童福祉法施行令第38条の規定により、原則として年1回の実地監査を実施。

ただし、施設数が多いことから、対象施設については、「児童福祉行政指導監査実施要綱」4(1)イに基づき、以下の方針で選定し、残りの施設については、書面監査を実施。

- ・ 公立保育所については3年に1回。
- ・ 私立保育所については2年に1回。
- ・ 児童館については3年に1回。
- ・ 最近の監査において文書指摘が3回以上続いている施設。

その他、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮し、実地監査が必要と思われる施設。

* 当年度重点指導事項

○ 児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認

【保育所】

- ・ 施設の危険防止への配慮（乳幼児突然死症候群の観察記録、事故防止マニュアルの整備等）
- ・ 災害等非常時に備えた対応（消火訓練の毎月実施、地震・津波等に対する備え、震災に備えた家具の転倒防止策）
- ・ 個人情報の管理
- ・ 職員配置の状況の確認

【児童館】

- ・ 施設の保健衛生及び危険防止への配慮（新型インフルエンザ対応、安全管理マニュアル等）
- ・ 災害等非常時に備えた対応（避難訓練計画の作成及び訓練の実施の徹底、避難誘導の確保の確認等）
- ・ 設備（面積要件を含む）及び職員配置の状況

○ 児童福祉施設における財務管理状況の確認

【保育所】

- ・ 運営費の使途（簿外経理の有無）
- ・ 経理規定にそった会計処理（現金収入の金融機関への預け入れ）
- ・ 保育所運営費の弾力運用の有無と整合性（弾力運用の方法が適正か）

○ 各種通知等により遵守が求められている事項の確認

(単位：施設、件) (平成25年3月31日現在)

区分	保育所				児童館				町村指導の有無	主な指導事項	
	施設数	実施件数		指導件数	施設数	実施件数		指導件数			
		実地	書面	施設件数		実地	書面	施設件数			
米子市	43	19	24	16	57	4	1	3	2	4	○
境港市	11	5	6	7	34	0	—	—	—	—	○
南部町	4	2	2	2	4	1	0	1	0	0	○
伯耆町	5	3	2	4	5	1	1	0	1	2	○
日吉津村	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	○
大山町	7	4	3	3	7	3	1	2	0	0	○
日南町	5	3	2	5	16	0	—	—	—	—	○
日野町	1	1	0	1	3	0	—	—	—	—	○
江府町	1	1	0	1	2	1	1	0	0	0	○
計	78	38	40	39	128	11	4	7	3	6	9

※指導件数は文書・口頭指摘数

注 「町村指導の有無」欄は、指導を実施した町村に「○」を記入すること。

(2) 母子世帯の施設入所状況

(単位：世帯、人）（平成25年3月31日現在）

施設の種類	施設名	前年度末現在	本年度中		本年度末現在	備考
			入所	退所		
母子生活支援施設	米子市母子生活支援施設 コスモス	1(3)	0(0)	1(3)	0(0)	
	母子生活支援施設 さくら苑	1(3)	0(0)	0(0)	1(3)	
計		2(6)	0(0)	1(3)	1(3)	

注 () 内の数値は人数を記入すること。

27 母子及び寡婦福祉業務の状況

(1) 母子自立支援看護状況

相談指導事項	勤務日数	訪問延数	71日	会議出席回数	23回	合計																												
						母子家庭紛争	夫の暴力	その他の職業	婚育計	行育他	扶養計	公的年金	手当	償還賃付	償還賃付	保険年金	生活性保険	母子家庭	生の	母子家庭	生	住	医	相	小計	その他	児童扶養	生活性保険	母子福祉資金	寡婦福祉資金	一般の	就職	就学	児童養育費
件数	1	17	2	41	9	70	4				1	5	26	151			1	2	3	2	12	197						1	1	273				

(2) 母子自立支援プログラム策定活動状況

七
無當該

(3) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(平成25年3月31日現在) (単位:円)

区分	新規分			当年度貸付			継続分			貸付実行計			貸付不承認人數		
	貸付申込		貸付決定	当年度貸付		當年度貸付額	金額		人数		金額		(C+D)		A-B
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額			
事業開始資金	-	-	-	-	1,420,000	1	1,420,000	1	-	-	-	-	-	-	-
事業継続資金	1	1,420,000	1	1,420,000	1	1,420,000	-	-	22	11,334,000	22	11,334,000	-	-	-
修学資金(高校)	1	1,500,000	1	1,500,000	-	-	-	-	5	1,436,400	5	1,436,400	-	-	-
(専修学校)	1	1,500,000	1	1,500,000	-	-	-	-	4	2,394,000	4	2,394,000	-	-	-
(高専大学)	-	-	-	-	-	-	-	-	13	7,503,600	13	7,503,600	-	-	-
技能習得資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修業費資金	4	2,786,000	4	2,786,000	3	950,000	2	1,260,000	5	2,210,000	-	-	-	-	-
就職支援度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療介護資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活資金	1	200,000	1	200,000	1	200,000	-	-	-	-	1	200,000	-	-	-
住宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
転宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就学支度資金	10	2,428,000	10	2,384,000	10	2,384,000	2	440,000	12	2,824,000	-	-	-	-	-
(小中学校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(高校)	9	1,838,000	9	1,794,000	9	1,794,000	-	-	-	-	9	1,794,000	-	-	-
(高専・大学)	1	590,000	1	590,000	1	590,000	1	350,000	2	940,000	-	-	-	-	-
(専修学校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(修業施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	1	90,000	1	90,000	-	-	-
結婚資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特例児童扶養資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	17	8,334,000	17	8,290,000	15	4,954,000	26	13,034,000	41	17,988,000	-	-	-	-	-
区分	前年度末貸付残高(A)	本年度貸付額(B)	調定額(C)	収入済額(D)	不納欠損額(E)	償還免除額(F)	収入未済額(G)	本年度末未償還額(H)	未到來分(I)	本年度未償還額(J)	未到來分(K)	本年度未償還額(L)	未到來分(M)	回収率(D/C)%	(D/C)%
元金	過年度分	現年度分	211,098,117	18,089,500	41,017,002	23,010,313	-	-	13,870,457	-	-	13,870,457	-	18.97%	18.97%
利子	過年度分	現年度分	211,098,117	18,089,500	321,191	21,886	-	-	4,136,232	-	-	4,136,232	-	32.69%	32.69%
合計	合計	合計	211,098,117	18,089,500	5,252	3,179	-	-	2,073	-	-	2,073	-	60.53%	60.53%
その他	平成23年度貸付決定の内、転宅1件217,500円、就学(高校)2件390,000円、就学(大学)1件282,000円については、平成24年4月に支出 平成24年度貸付決定の内、就学(高校)4件788,000円については、平成25年4月に支出	326,443	25,065	-	-	-	301,378	-	-	18,308,067	-	-	18,308,067	7.68%	55.72%



(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(平成25年3月31日現在) (単位:円)

区分	新規分						経 続 分			賃付実行合計			賃付不承認人數 A-B	
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付 金額	人数	金額	人数	金額	(C+D)		
	人数	金額	人数	金額	(B)	(C)								
事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業継続資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
修学資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(高校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(専修学校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(高専大学)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
技能習得資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
修業資度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
就職支援資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療介護資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学生生活資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
住宅賃資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
転宅賃資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
就学支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(小中学校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(高校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(高専大学)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(専修学校)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(修業施設)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
結婚資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特例児童扶養資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
区分	前年度末 賃付残高 (A)		本年度 賃付額 (B)		調定額 (C)		本年度の調定等の内訳 収入済額 (D)		本年度未 収入未済額 (E)		本年度未 償還免除額 (F)		回収率 (D/C) %	
元 金	過年度分	現年度分	小計	11,103,255	-	3,075,416	1,839,220	96,925	-	1,742,295	-	5.27%		
利 子							1,236,196	1,119,013		117,183			90.52%	
合 計	過年度分	現年度分	小計	11,103,255	-	122,272	2,171	-	1,859,478	120,101	-	1.78%		
							-					#DIV/0!		
	過年度分	現年度分	小計	11,103,255	-	122,272	2,171	-	120,101	-	1.78%	38.09%		
そ の 他							3,197,688	1,218,109						

28 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況

区分 ケース 数	月平均 町村 数	前年度 総件 数	申 請 等 の 处 理				年度末 未処理 件 数		
			申 受	請 理	却 下	申 請 等 の 处 理			
H24年度	114	4	17	3	18	25	14	19	0
H23年度	111	1	20	5	12	15	12	14	4
H22年度	220	1	49	17	30	41	27	38	3
H21年度	230	2	45	14	32	47	28	32	1
H20年度	218	1	53	12	40	51	25	28	2

・当事務所現業員 (2) 人

(2) 保護の状況

区分 世帯数	被保護 人員	保護率 %	保 護 費	扶 助 の 内 容				介護扶助 金額	介護扶助 人員	医療扶助 金額	医療扶助 人員	教 育 扶 助 金額	教 育 扶 助 人員	生 活 扶 助 金額	生 活 扶 助 人員	
				金額	人員	金額	人員									
H24年度	世帯 114	人 166	% 9.75	円 86,606,354	人 56,013,728	人 1,641	円 12,798,506	人 1,005	円 1,881,599	人 156	円 259,110	人 54	円 3,021	人 2	円 15,650,390	人 66
H23年度	111	167	9.23	83,111,104	53,079,025	1,663	10,840,202	930	1,135,104	110	332,276	62	126,828	6	17,597,669	81
H22年度	220	306	7.31	164,506,125	110,661,842	3,005	24,425,984	1,614	2,849,197	236	942,840	210	569,454	14	25,056,808	126
H21年度	230	318	7.03	168,639,722	113,756,363	3,161	26,190,657	1,669	3,076,662	278	1,247,948	184	368,600	14	23,999,492	236
H20年度	218	297	6.46	160,444,171	108,079,754	2,999	27,429,166	1,587	2,874,055	303	754,307	162	592,350	19	20,714,539	171

注 (1) 「被保護世帯数」、「被保護人員」及び「保護率」は、当年度4月1日から監査調査作成基準日までの1ヶ月の平均値を記載すること。

(2) 「保護率」は、当該年度の10月1日現在の管内推計人口に対する千分比を記載すること。

(3) 「その他」の欄は、出産、生業、葬祭扶助及び施設事務費を記載すること。

29 社会福祉法人等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

(障害者福祉施設、指定障害児入所施設等)

原則としてすべての施設。ただし、前年度における実地における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる施設については、当該年度以降、実地と書面による一般監査を隔年で交互に行う。

(市町村社会福祉協議会)

法令遵守の状況、法人の積極的な取り組みの評価により、監査区分をA（4年に1回）・B（2年に1回）・C（毎年）の3つに分類し、実地監査を実施。

なお、H25年度以降は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」の公布に伴い、市社会福祉協議会の指導監督権限は県から市へ移譲、また、郡部町村社会福祉協議会の指導監督権限は県西部総合事務所福祉保健局から県福祉保健部福祉保健課へ移譲となる。

* 指導監査実施体制

(障害者福祉施設、指定障害児入所施設等)

職員2名以上で一般監査を実施。

(市町村社会福祉協議会)

職員2名で一般監査を実施。

* 当年度重点指導監査事項

(障害者福祉施設)

- ・適切な利用者支援の確保
- ・社会福祉施設運営の適正実施の確保

(指定障害児入所施設等)

- ・虐待防止措置
- ・苦情処理

(市町村社会福祉協議会)

- ・理事会の開催状況（理事・理事会の適正な運営の確保の状況）
- ・評議員会の開催状況（評議員会の役割と審議の状況）
- ・監事監査の実施状況（監事監査における業務執行状況）
- ・公益通報者保護及びコンプライアンス（法令遵守）の体制整備の状況
- ・会計事務処理の適正化の状況
- ・法人本部と施設間における資金異動の状況
- ・法人運営の透明性の確保のための情報公開の推進等

（単位：施設、件）（平成25年3月31日現在）

区分	指導 施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
社会福祉施設	5	3	8	・利用者の家族への支援計画について周知すること。（3件） ・支援計画の見直しを行うこと。

市町村 社会福祉 協議会	5	5	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度に開催された評議員会の全てが欠席となっている評議員がいる。評議員会の開催日程について十分に調整を行うとともに、欠席が継続する評議員については選任の見直し等を検討すること。 (4件) ・ 会計責任者と出納職員は別の者を任命する等、内部牽制組織を確立すること。 ・ 経理規程で定めた期日までに月次報告書を会長に提出し、会長の確認を行うこと。 ・ 役員報酬の支給について、勤務実態を確認する書類が整備されていないため、出勤簿等により勤務実態の確認を行うこと。 ・ 寄附物品については、取得時の時価により寄附金収入として計上し、当該物品の使用目的に応じて対応する支出科目に計上すること。 ・ 月次報告は、月次の貸借対照表も作成し、会長の確認を受けること。 ・ 貸借対照表の一般会計と公益事業特別会計の経理区分間勘定、その他の固定資産及びその他の固定負債の内容を明らかにしておくこと。 ・ 会長の専決事項について、定款細則等に規程として定めておくこと。 ・ 法人登記について、資産総額の変更登記は、事業年度終了後2月以内に行うこと。(2件) ・ 監事が理事会に出席して開催状況の把握に努めるとともに、自らが監査結果を理事に報告すること ・ 資金収支計算書について、決算額と予算額の差異が著しい勘定科目については、その理由を備考欄に記載すること。
--------------------	---	---	----	---

注 社会福祉施設には、総合事務所長権限に属するものも含むこと。

3.0 健康に関する事業の実施状況

(1) 健康づくり文化創造事業

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を予防する。

(平成25年3月31日現在)

事業名・概要	実施内容	成果と課題等
○ 健康づくり応援施設支援事業 運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを応援する施設又は店舗を「健康づくり応援施設」として認定する。	○認定状況 <食事> 63 (新規 18) <運動> 12 (新規 1) <禁煙> 368 (新規 19) ○食品衛生協会主催の衛生責任者講習会において事業PRの実施。 ○食事、運動の認定施設を訪問し現状やメリットを聞き取り、局のホームページにマップを作成している。	・とっとり子育て応援パスポート協賛店に対して、受動喫煙防止対策に関するアンケートを実施し、その中で応援施設に認定希望と回答のあった施設に対し事業の紹介・認定を行った。 ・飲食店に対して個別にアプローチを行い認定につなげることができた。
○ 健康づくり応援団支援事業 地域において、運動・食事・禁煙の各分野ごとに健康づくりの普及活動を自主的に行っている団体又は個人を「健康づくり応援団員」として認定する。	○ 認定状況 <運動> 6 (新規 1)	・対象団体の把握が難しく、効果的な事業PRができていない。 ・個別のアプローチが認定につながっており、今後も応援施設の認定と併せて個別の働きかけや制度の周知等、機会を見つけ積極的なPRを行なっていく必要がある。
○ 喫煙対策推進事業	○禁煙デーイベントの実施 6月3日(参加者:約120名、禁煙相談24名、うちニコチンパッチ処方19名) ○世界禁煙デーの一日施設内禁煙について市町村・事業所への呼びかけ ○禁煙治療費助成制度について市町村・事業所への呼びかけ ○妊娠婦用の禁煙パンフレットを作成し、市町村・医療機関での禁煙指導の推進 ○禁煙治療費助成事業 3名	・会場は親子連れや若い客層も多く、幅広い年齢層の方が来られ、禁煙デーイベントが禁煙のきっかけづくりへつながった。 ・禁煙対策として、近年の国や県の禁煙対策の動向を踏まえ、啓発の工夫や禁煙相談体制の充実を図る必要がある。 ・禁煙する人を増やすために、禁煙希望者に対して禁煙治療費助成事業、禁煙支援医療保険適用施設等の情報提供が可能な体制づくりを工夫する必要がある。

(2) 女性の健康づくり支援事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○ 健康教育	○平成25年3月4日(月)実施 (性に係る健康問題ワーキングとあわせて) ・参加者: 30名 ・内容: 講演(不妊治療)	成果: 思春期世代の将来の健康問題として、学校、PTA、地域の思春期保健に係る関係者の知見を広げることができた。 課題: 各年代の女性の健康に関する知見を広げるため、関係機関(学校、PTA等)と連携を図る。
○ 女性の健康支援センター事業	電話相談、面接相談、メールによる相談	電話・面接相談 518件 メール相談 0件

(3) 母子保健事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○児童虐待防止対策事業 母子保健事業関係機関連絡会	○平成24年7月23日(月) 参加者 産科医療機関及び各市町村母子保健担当者 20名 内容 ・報告、情報提供(母子保健事業の取組み、次年度に向けた動き)	成果: 医療機関と地域との相互情報提供システムが周知され、円滑な運用につながってきている。 課題: 平成25年度から未熟児訪問の市町村移譲に伴い、医療機関と市町村間のスムーズな情報提供システムを構

	<p>・協議、意見交換（要綱改正について、権限委譲による課題について）</p> <p>○平成24年12月26日（月） 参加者 産科医療機関、助産師会、各市町村母子保健担当者 21名 内容 ・次年度に向けた協議 ・事例対応に関する意見交換 ・情報提供</p>	築していく必要がある。
○市町村母子保健実務担当者会	<p>○平成24年7月23日（月） 参加者 産科医療機関、助産師会、各市町村母子保健担当者 30名 内容 ・講演「低出生体重児の特徴と生活支援」 ・情報提供</p>	<p>成果：平成25年度から未熟児訪問が市町村への移譲にあわせ、低出生体重児への支援について、県での事業実施方法について、情報提供することができた。</p> <p>課題：市町村担当者のニーズや課題を把握し、事業につなげることが必要。</p>
○未熟児訪問指導事業	<p>○内容： 妊娠婦、養育医療受給の未熟児（低出生体重児）等に対して訪問指導等を実施し、児の健全な成長発達及び、保護者の育児不安や負担感の軽減のための支援を実施。 ○訪問件数：未熟児（31名）、妊娠婦（26名）、継続フォローのため追加訪問2回 ○退院前面接1回</p>	<p>・特にハイリスクケース等、継続支援が必要と思われる児については、市町村保健師と同行訪問を実施し、情報共有や共通認識を図り継続した支援につなぐことができた。</p> <p>・ハイリスク児については、医療機関からの連絡を受け退院前面接を行なうなど、医療機関と地域で連携を図りながら、迅速に対応する必要がある。</p>

(4) 思春期保健事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○ 性に係る健康問題ワーキング（思春期健康問題プロジェクト事業）	<p>○平成25年3月4日（月） 参加者 学校、PTA、地域の思春期保健に係る関係者 30名 内容 ・思春期から子育て前の若い世代を取りまく性に係る健康問題、それに対する取り組み（報告） ・講演「当院における不妊治療の現状」 ・意見交換</p>	<p>成果：若者の性の実態や各機関の対応状況、感じている課題を関係者で知り、それぞれの機関が果たすべき役割について協議を行った。</p> <p>課題：人工妊娠中絶率、性感染症が多く、関係機関で継続した取組みが必要。また、毎回、課題や取組みの共通認識で終わっており、現状把握、新たな取組みが必要。</p>

(5) 母子医療給付状況 （単位：件）

区分	申請件数（継続）
養育医療	36(0)
自立支援医療（育成医療）	83(0)

(6) 不妊治療費助成金交付事業 (単位：件)

申請件数	交付決定件数
502	502

(7) 食育推進普及事業

事業名	実施内容	成果と課題等
○ 圏域食育推進ネットワーク 交流会・会議事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育推進ネットワーク会議(年1回 7月) <ul style="list-style-type: none"> ・食育関係機関を参考し、各団体の取組みを情報共有する場を設けた。 ・食育を取組む上での問題点等について協議を行った。 ○ 食育推進交流会(年1回 1月) <ul style="list-style-type: none"> ・参加者：食育推進関係者 112名 ・内容：講演、活動発表や交流会によるネットワークづくりを実施。 ○ 組織の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の研修会に講師として参加した。 ○ 食育通信の作成・発行(年2回 9月、3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する所内各局の意識が高まり、連携体制が固れつつある。 ・食育関係機関同士の新しい連携を生むきっかけ作りができた。 ・さらなる連携の強化により、所内担当者のみでなく食育関係者全体で課題や取組み内容等を共有し、地域全体で進めていく体制づくりが今後必要。 ・会議などをとおして関係機関同士の連携を生んだ。
○ 幼児の心と体を育てるクッキング活動実践モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導の手引きの送付 <ul style="list-style-type: none"> H23に作成し、完成した手引きを圏域の保育所等に送付した。 ○ 指導者研修会の実施(年3回 7月、8月、12月) <ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員・モデル園職員等を対象に指導の手引きをもとにした実践的な研修会を実施した。 参加者：延べ56名 ○ モデル事業(年1回 12月) <ul style="list-style-type: none"> モデル園を1園選定し、モデル事業を実施した。 対象園児：35名 スタッフ：12名 ○ 報告会 <ul style="list-style-type: none"> クッキングに関する講演も兼ね、モデル園の取組みを紹介する報告会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クッキング活動の実施にあたり、必要な知識や環境づくりへの配慮の必要性について認識が深まった。 ・指導の手引きについては、低年齢からの発達に応じた取組み内容の検討、スタッフの細かな対応方法について追記が必要である。 ・今後、地域で取り入れてもらうため、実施状況の確認や、指導方法を伝達できるスタッフの人材育成が必要である。
○ 食育推進活動知事表彰	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育推進活動の募集 <ul style="list-style-type: none"> 食育の取組みについて全県で募集。各総合事務所で受け付けた。 (西部) 推薦：4団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦団体に食育推進交流会での展示を依頼し、出展していただいた(3団体)。活動について知っていただくきっかけになった。

(8) 歯科保健事業

(平成25年3月31日現在)

事業名	実施内容	成果と課題等
○ 鳥取県西部地域歯科保健 推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○開催回数：年2回(8月、3月) ○構成団体：20団体 ○内容：ライフステージに応じたう蝕歯周疾患予防及び、口腔機能向上に関する取組みについて協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年的なデータを提供し、圏域の課題に対する協議を継続する必要がある。 ・歯周病予防対策と高齢期歯科保健課題の検討を深めるため、次回から新たな委員に参加いただく予定。
○ 鳥取県西部地域歯科保健 関係者研修会	<ul style="list-style-type: none"> ○開催回数：年1回(9月) ○参加者：養護教諭、市町村担当者等 28名 ○内容：学齢期の歯科疾患におけるう蝕・歯肉炎と生活習慣との関係について、講演、実習及び 	<ul style="list-style-type: none"> ・小、中、高校と年齢が上がるにつれ口腔への意識が薄れていく傾向があるため、学校と連携した歯周疾患予防の対策が必要である。

	グループワークを実施。	
○ 鳥取県親子のよい歯のコンクール	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：年1回（6月） ・参加者：3歳児健康診査結果より市町村の推薦を受けた9組の親子 ・内容 口腔内及び全身状態等を審査し、優秀組に対して表彰し、最優秀組を県審査に推薦を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯の衛生期間中に開催しているが、マスコミの取材もあり、8020運動の普及啓発の機会がもてた。

イ 健口食育プロジェクト事業		
○ 健口キッズ支援コース 幼児期の子ども達の食べ方支援を保育者が行えるよう、幼児の「食べ方」を調査し、課題に対する支援方法を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者連絡会(年2回：6月、3月) 事業実施モデル園を対象に事業説明、事業評価を行った。 ○子どもの口腔機能向上関係者研修会（年1回：7月） <ul style="list-style-type: none"> ・参加者：保育園、幼稚園職員等21名 ・内容：口腔機能の発達に関する講演及び実習等 ○モデル園(7園)での遊び及びアンケート等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル園での実施後アンケートより、ほとんどの園で今後の取り組みに活用できるという回答があった。 ・口周囲筋の写真による遊び実施後の評価では43%の幼児に改善がみられた。
○健口的メタボ予防コース 一口30回以上よく噛むこと（噛ミング30：カミングサンマル）の効用を普及し、健全な食生活の定着を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○開催回数：年1回(11月) ○参加者：子育てサークル代表者、子育て支援者、子育て支援センター等12名 ○内容：講演及び実習 	<ul style="list-style-type: none"> ・青壮年期の歯周病や肥満予防につながる食べ方等正しい知識を得る機会が少ない中、子育て世代という若い世代への普及啓発の機会となつた。
○食べ方ヒヤリ・ハット防止コース 高齢期における口腔機能の特徴及び誤嚥・窒息事故を防止し安全に食べるための方法について普及を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○開催回数：年2回(2月、3月) ○参加者：高齢者福祉施設職員等37名 ○内容：高齢者の歯と口の健康管理、口腔ケアのポイントに関する講演及び実習、応急手当講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の口腔ケアや口腔機能向上の必要性に対する職員、家族、本人の認識不足。 ・医療が必要な人に対する人材の不足。
ウ お口パワーアップ事業		
高齢者の口腔ケア及び口腔機能の向上の重要性について、正しい知識を持ち、適切な歯科保健行動が取れる者を増やす。	<ul style="list-style-type: none"> ○大山町をモデルに歯科医師による講演会(年5回 176名)、歯科衛生士による集落単位の研修会(年7回 122名)を開催した。また、連絡会(年2回)を開催し、事業の方針、方法について協議した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講後アンケートより、受講前と比べて口の健康の大切さを感じた70%と意識の向上につながったが、一方で、定期健診を受けようと思ったものは19%と少なかった。
エ むし歯予防フッ化物洗口事業		
子どものむし歯予防法の一つとして効果の高い『フッ化物洗口』を実施する園を増やし、むし歯罹患率の減少を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の開催：年1回（8月） <ul style="list-style-type: none"> ・参加者：16名 ・内容：むし歯予防とフッ化物洗口の基礎知識に関する講演、情報交換等 ○モデル園による実施(歯科医師会委託)に係る支援 0件 ○フッ化物洗口施設見学会の開催（11月） 2か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・西部圏域での実施園は平成23年度に公立園100%となった。 ・私立園での実施が進んでいないため、見学会を開催し働き替えを行った。

(9) がん対策推進事業(主な事業の調べに記載)

事業名	実施内容	成果と課題等
西部圏域がん対策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ○年2回開催（7月5日、2月21日） ○出席者：がん拠点病院、西部医師会、職域関係者、企業、学識経験者、検診機関、患者会、市町村、地域団体 ○内容：働き盛り世代のがん検診受診率向上を目指して、普及啓発・検診体制整備等の課題に対する取組みについて協議した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と職域等、多機関の参加により、がん罹患状況、検診の実施状況や課題等の共通認識を図った。 ・行政と企業が連携した啓発活動等、具体的な取組みを行うための基盤ができた。 ・がん検診受診率向上に向けて、未受診者対策や検診体制の整備等の課題が明らかになったため、今後は個々の課題に対して議論を深めることが必要。
西部圏域がん対策実務担当者会	<ul style="list-style-type: none"> ○年2回開催（6月1日、1月8日） ○出席者：市町村職員 ○内容：普及啓発、職域と連携した取組み、未受診者対策等、受診率向上に向けた対策について協議した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働き世代への働きかけや啓発等、圏域として取組むべき方針を共通認識できた。 ・各市町村の現状や取組みについて、意見交換することができた。
地域密着型のがん検診受診率向上啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○がん検診受診率向上キャンペーン 年1回開催（9月1日） NPO法人と共に、推進会議等で関わる多機関の協力により実施。 ○米子ピンクリボンフェスタへの協力（6月17日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くのがん検診対象年齢層やこれから対象となる若い年代層へ啓発ができ、今後の受診への動機付けができた。
鳥取県がん検診推進企業アクション	<ul style="list-style-type: none"> ○がん検診推進パートナー企業認定 124社 3,050人 ○職域へのがん検診受診啓発 労働基準協会主催各種講習会に出向いて啓発したり、個別訪問により事業主等へ説明した ○がん検診推進パートナー企業へ意識調査（回答数：認定企業116社） 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー企業認定に向けて中小企業を中心に企業訪問を行い、がん検診の必要性の理解を促すことができた。今後は市部、西伯郡への働きかけが必要。 ・がん検診推進パートナー企業への意識調査により、認定後の企業意識の変化、がん検診への課題が明らかになった。
出張がん予防教室	<ul style="list-style-type: none"> ○学校6校、企業・団体9箇所 (参加者合計1,261名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高と教室を開催でき、子供の頃から正しい知識を持つよう働きかけた。 ・企業の安全衛生集会等でも教室を開催し、働き世代へも働きかけた。

3.1 医療施設等の検査等の状況

(1) 医療関係施設の立入検査の状況

* 対象施設の選定方針

病院については、年に1回実施することとしている。しかし、前年度に指摘がなければ、自己点検表の提出をもって立入検査に替えることができるため、今年度は9箇所の立入検査を実施した。

一般診療所については、療養病床をもつ診療所は原則2年に1回、その他の有床診療所は原則3年に1回、無床診療所は原則5年に1回実施することとしている。本年度は、有床診療所3箇所、無床診療所9箇所の立入検査を実施した。

歯科診療所については、原則5年に1回実施することとしている。本年度は、2箇所の立入検査を実施した。

その他、管理状況を確認するため自己点検表の報告を求め、病院11箇所、無床診療所24箇所の報告があつた。

* 検査実施体制

検査部門毎に担当検査員を配置し実施した。（病院8名～10名体制）（診療所1名～3名体制）

* 当年度重点検査事項

検査を効率よく進めるため、病院毎に前年度の不備事項について重点的に検査するなど、検査方法を簡素化する対応を行った。

（単位：施設、件）（平成25年3月31日現在）

区分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不備事項等の概要			主な不備事項等の概要	
			施設数	件数	処分等件数				
					処分	告発	指導		
病院	20	20	6	11			11	・歯科医師数不足（病院=3件） ・医療機器の保守点検（病院=1件、診療所4件） ・医薬品の安全管理（病院=1件、診療所=1件） ・医薬品の保管（病院=1件、診療所=6件） ・院内掲示（病院=1件、診療所=1件） ・診療録の記載事項（病院=1件、診療所=1件） ・防火設備（病院=1件） ・廃棄物関係（病院=1件、診療所=3件） ・定期健康診断 （病院=1件、診療所=7件、歯科診療所=2件） ・指針の作成（診療所=1件） ・放射線関係（診療所=7件、歯科診療所=2件） ・定期的な検便（診療所=2件） ・研修関係（診療所=2件、歯科診療所=2件） ・医療法の手続（診療所=1件）	
一般診療所	244	36	7	36			36		
歯科診療所	110	2	2	6			6		
衛生検査所	2	2							
その他									
合計	376	60	15	53			53		

(2) 薬事監視の状況

* 対象施設の選定方針

厚生労働省が実施する一斉点検に基づき、毒物劇物・医薬品・医療機器の監視を集中的に実施した。多種の医療用医薬品を取り扱い、厳しい管理が求められる薬局については、その大半を監視した。

* 検査実施体制

製造業及び製造販売業については本課検査員とともに2名～3名で実施し、その他の施設については当課検査員1名～2名で実施した。

* 当年度重点検査事項

毒物劇物については、保管状況、在庫数の確認、譲受書の保管など、薬局については、麻薬、向精神薬の在庫数の確認、管理状況等を重点的に点検した。薬事法改正経過措置期限を平成24年5月31日に迎えるため、必要な体制整備、薬種商販売業から店舗販売業への切替え及び特例販売業から卸売販売業への切替えについて指導した。

(単位:施設、件) (平成25年3月31日現在)

区分		対象	検査	違反の件数等		違反事項等の概要			主な不備事項等の概要
				施設数	件数等	処分等件数			
施設数	件数	処分	告発	始末書					
医薬品	薬局	115	86						・構造設備変更届の未提出(卸売販売業=1件)
	製造業	専業							
	薬局	10	2						
	製造販売業	専業	1						
	薬局	10	2						
	一般販売業		1						
	卸売販売業	51	16					1	
	店舗販売業	57	28						
	薬種商販売業	2	8						
	特例販売業	1	1						
	配置販売業	10	1						
	配置従事者								
	業務上取扱施設	6							
医薬部外品	製造業								
	製造販売業	1							
	販売業								
	業務上取扱施設								
化粧品	製造業	10	2						
	製造販売業	9	2						
	販売業								
	業務上取扱施設								
医療機器	製造業	1	2						
	製造販売業	2	2						
	高度医療機器販売等	114	34						
	管理医療機器販売等	302	29						
	修理業	26	6						
	業務上取扱施設								
毒物劇物	製造業	1							
	一般販売業	143	66						
	農業用品目販売業	33	12						
	特定品目販売業	5	1						
	業務上取扱者	50	11						
合計		960	312					1	

3.2 感染症等に関する業務の状況

(1) 結核予防の状況

ア 結核登録者の状況

(単位：人) (平成25年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外					年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	
20年度	54 (14)	()	1 ()	55 (14)	31	8	1	1		41 112
21年度	53 (12)	2 ()	2 ()	57 (12)	24	15	1	1		41 128
22年度	55 (11)	1 ()	2 (1)	58 (12)	32	8	4	2		46 140
23年度	62 (27)	2 ()	2 ()	66 (27)	21	13		6	1	41 165
24年度	65 (23)	()	2 (2)	67 (25)	36	8		3	7	54 178

注 () 内には、LTBI（「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者）を再掲する。

イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況 (単位：人) (平成25年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ツバクリン反応	胸部エックス線撮影者数	赤沈検査者数	かくたん検査者数		クオティエロン検査者数	被発見者数	
						とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接觸者健診	保健所									
	委託	198	3	120				75	4	11
	その他	84		79				5		
	計	282	3	199				80	4	11
・対象人数：293人						・受診率：96.9%				
結核登録者精密検査	保健所									
	委託	47		47						
	その他	50		50						
	計	97		97						
・対象人数：100人						・受診率：97%				
計	保健所									
	委託	245	3	167				75	4	11
	その他	134		129				5	0	0
	計	379	3	296				80	4	11
・対象人数：393人						・受診率：96.9%				

(2) 感染症の発生等の状況（疑い事例を含む、結核を除く）（単位：件、人）（平成25年3月31日現在）

区分		発生状況			疫学調査件数				集団発生件数	備考
		件数	患者数	死亡者数	調査件数	調査人数	検査件数	発見患者数		
3類	腸管出血性大腸菌	5	5	0	5	36	23	2		
4類	レジオネラ症	3	3	0	3	4	0	0		
4類	日本紅斑熱	1	0	0	1	0	0	0		否定1件
4類	つつがむし病	1	0	0	1	0	0	0		否定1件
4類	レプトスピラ症	1	0	0	1	0	0	0		否定1件
5類	アメーバ赤痢	2	2	0	2	2	0	0		
5類	クロイツフェルトヤコブ病	2	2	0	2	2	0	0		
5類	劇症型レンサ球菌感染症	1	1	0	1	1	0	0		
5類	後天性免疫不全症候群	1	1	1	1	1	0	0		
5類	インフルエンザ(集団発生)	40	607	0	40	5250	0	0	40	
5類	インフルエンザ(臨時休業)	49	457	0	49	16823	0	0		
5類	感染性胃腸炎(集団発生)	13	249	1	13	1594	7	22	13	
5類	水痘(集団発生)	5	63	0	5	642	0	0	5	
5類	麻しん	2	0	0	2	2	0	0		否定2件
5類	流行性耳下腺炎(集団発生)	1	11	0	1	153	0	0	1	
5類	梅毒	1	1	0	1	1	0	0		
計		128	1402	2	128	24511	30	24	59	

(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況（単位：人）（平成25年3月31日現在）

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
相談	電話	6	0	6	0	0	0	0	0	6	0	6
	来所	0	1	1	0	1	0	1	1	0	3	0
(迅速検査再掲)	(107)	(95)	(202)	115	99	214	115	97	212	385	321	706
検査	155	125	280									

(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況（単位：人）（平成25年3月31日現在）

相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)	肝炎治療特別推進事業		
		肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・核酸アノロ ^g 製剤 治療費申請件数	
104	(72)	(107)		48

(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

西部圏域において院内感染制御に関する医療機関及び関係機関等のネットワークの整備並びに人材育成等を推進することで、医療機関等が取組む院内感染対策を支援する。

(イ) 事業の実施状況

- ① 西部医療圏域感染制御ネットワーク会議の開催
情報提供・情報交換等を目的として2回実施した。
- ② 研修会の開催
第2回ネットワーク会議と同時開催で実施した。
- ③ 感染制御相談窓口の設置
医療機関等からの感染対策等についての相談に対応した。

実施状況

(単位：件) (平成25年3月31日現在)

件数	感染制御相談					回数：2回 内容： ① 平成24年6月27日（水）午後7時から9時 出席者数 51名 内 容 ネットワーク事業の運用について意見 交換 ② 平成25年1月11日（金）午後6時から8時 出席者数 50名 内 容 活動報告及び情報交換
	感染症全般	感染症事例	感染管理組織	環境管理	その他	
3	0	0	1	1	1	

3.3 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (平成25年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手 当 受 給 者 数				
		医療特別 手 当	特別手当 手 当	健康管理 手 当	保健手当	介護手当
H20年度	249	3		227	8	
H21年度	235	2		215	7	
H22年度	218	1		200	6	
H23年度	207	3		187	6	
H24年度	198	4		175	6	

3.4 難病患者の状況

(単位：人) (平成25年3月31日現在)

区分	特定疾患 認定者数 ※1)	鳥取県特定 疾患訪問看 護治療研究 事業対象患 者(※1)	小児慢性 特定疾患 認定者数	難病患者 医療相談 者数 (※2)
H20年度	1,521		198	83
H21年度	1,597		210	—
H22年度	1,684		212	59
H23年度	1,784	1	221	61
H24年度	1,825	1	225	43

3 5 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位:回数、人) (平成25年3月31日現在)

区分	定期相談			巡回相談			
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数	
H24年度	60	58	563	2	1	3	
H23年度	60	58	542	2	1	9	
H22年度	60	59	526	2	2	9	
H21年度	60	58	517	2	2	9	
H20年度	60	60	956	2	2	11	
内訳	整形	24	24	172	1	0	0
	耳鼻科	12	12	70	1	1	3
	眼科	0	0	0	0	0	0
	内科	24	22	321	0	0	0

3 6 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位:件) (平成25年3月31日現在)

	実人員	相談内容(延)								判定内容(延)			
		更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定
来所	577	330	247	0	0	0	0	0	577	577	0	0	0
巡回	18	0	16	2	0	0	0	0	18	3	0	0	0
電話等	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
合計	595	330	263	2	0	0	0	0	595	580	0	0	0

3 7 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位:件) (平成25年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H24年度	55	37	20	18	0	7	137
H23年度	65	43	30	25	0	3	166
H22年度	67	48	22	22	0	8	167
H21年度	67	53	19	23	0	7	169
H20年度	53	64	20	28	0	19	184

3 8 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位:件) (平成25年3月31日現在)

	実人員	相談内容(延)								判定内容(延)				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定
来所	107	0	0	0	0	1	0	106	0	107	9	107	0	42
巡回	29	1	0	0	0	1	0	27	0	29	1	29	0	30
電話等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
合計	136	1	0	0	0	2	0	133	0	136	10	136	0	42

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

- 注1 本表には、出来るだけ何らかの意見・要望等を記載してください。
2 記載する内容
①業務の効率化に関する意見等、②制度改正等に関する意見等、③事務の改善に関する意見等、④事務の執行上、支障となっている事項等
⑤その他（事業所管課への要望や県政全般に対する意見・要望等）

(2) 監査委員事務局に対する要望等

- （例：日程、調査様式、その他監査に関する要望、改善点等）